

松戸市下水道事業経営戦略 (案)

(令和7年度～令和16年度)



令和7年3月

松 戸 市

目 次

第1章 はじめに.....	1
1-1 策定の経緯.....	1
1-2 位置づけ.....	2
1-3 計画期間.....	2
第2章 事業概要.....	3
2-1 事業の現況.....	3
2-2 民間活力の活用等.....	10
2-3 経営比較分析表を活用した現状分析.....	11
第3章 将来の事業環境.....	19
3-1 人口の予測.....	19
3-2 有収水量と下水道使用料の予測.....	20
3-3 施設の見通し.....	21
3-4 組織の見通し.....	25
第4章 経営の基本方針.....	26
第5章 投資・財政計画（収支計画）.....	27
5-1 収支計画のうち投資についての説明.....	27
5-2 収支計画のうち財源についての説明.....	29
5-3 収支計画のうち投資以外の経費についての説明.....	30
5-4 収支計画について.....	33
5-5 経費回収率向上に向けたロードマップ.....	35
5-6 支出削減の推進.....	35
5-7 収入確保の推進.....	36
5-8 投資以外の経費についての考え方・検討状況.....	36
第6章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	38
6-1 推進体制と進捗管理.....	38
6-2 施策の取り組みによる効果の検証.....	38
第7章 原価計算書・収益的収支・資本的収支.....	39
第8章 用語集.....	42

凡例

本経営戦略中の比率（％）は、四捨五入による端数を調整していないため、合計と内訳の計が一致しない場合があります。

第1章 はじめに

1-1 策定の経緯

本市の下水道は、昭和 30 年代から土地区画整理事業において下水道整備を実施したことに始まり、単独公共下水道として昭和 35 年に常盤平地区、昭和 44 年に小金原地区、昭和 52 年に新松戸地区を順次供用開始してきました。流域下水道は、事業主体である千葉県により、昭和 47 年に手賀沼流域下水道、昭和 48 年に江戸川左岸流域下水道が事業認可を取得し整備に着手、昭和 60 年には栗山に江戸川左岸流域下水道江戸川幹線が、昭和 62 年には六高台に手賀沼流域下水道松戸幹線が到達しました。本市でも、流域下水道の整備進展に伴い、本格的な下水道施設の整備に着手、昭和 60 年には流域関連公共下水道として初めて栗山地区の一部を供用しました。その後、鋭意整備を推進し、令和 5 年度末で、下水道処理人口普及率は 88.96%となっています。

下水道事業着手から、60 年以上が経過しており、老朽化による施設の更新等が本格化しています。近年多発している台風、集中豪雨、大規模地震等の災害への対策としての浸水対策、地震対策や、地球温暖化対策、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、官民連携事業の拡大等、幅広い対応が下水道事業に求められているところです。

「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計） 国立社会保障・人口問題研究所」における将来人口の推計では、今後は人口減少傾向を示す結果となっており、下水道使用料収入の減少が見込まれ、下水道事業経営に大きな影響を与えることが予想されます。

平成 30 年 4 月より地方公営企業法の財務規定等を適用（一部適用）することで、健全な事業経営の実現に向けた取り組みを推進しています。

下水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、総務省からの要請「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付け総財公第 107 号、総財営第 73 号、総財準第 83 号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営 企業室長通知）に応じ、平成 27 年 3 月、下水道事業の中長期的な経営の基本計画である「松戸市公共下水道事業中期経営計画」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上の実現を目指した事業運営を行ってきました。

本経営戦略は、「松戸市公共下水道事業中期経営計画」の計画期間の満了に伴い、下水道事業を取り巻く環境の変化への対応に伴う投資・財政計画等の見直し、地方公営企業法の適用に伴う財政シミュレーションの改定等、計画内容を全面的に見直し、さらなる経営基盤の強化と財政マネジメントの向上の実現を目指すものです。

1-2 位置づけ

本経営戦略は、「松戸市総合計画【令和4年度から令和11年度まで】」を上位計画とし、下水道各種関係計画等と連動し、今後の下水道事業の中長期的な経営指針として位置づけます。

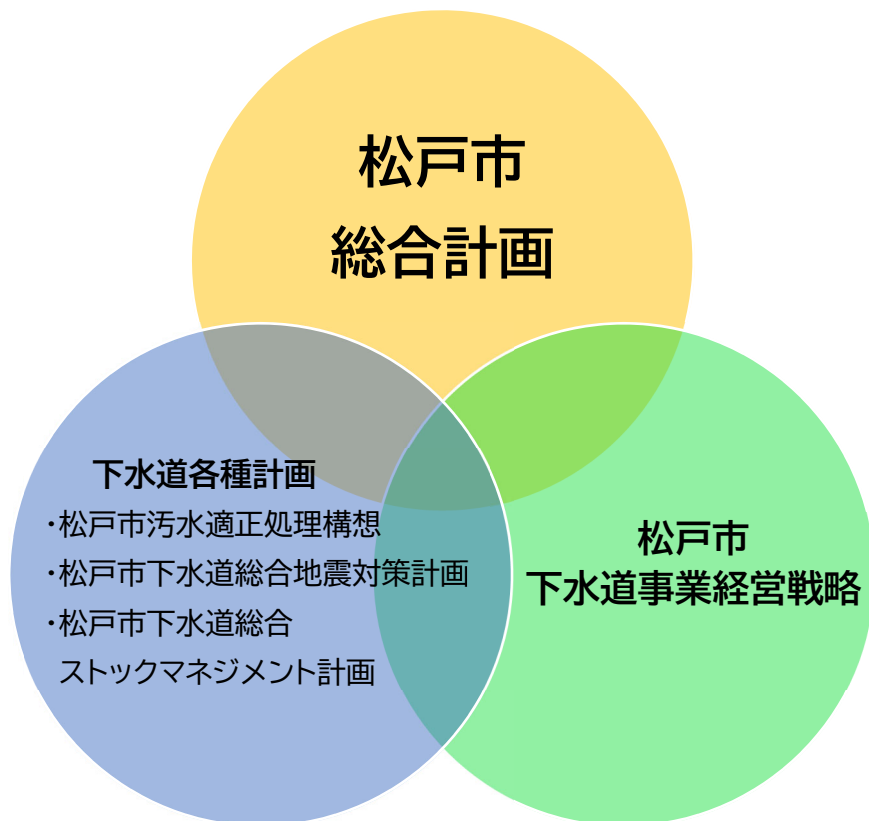


図 1-1 経営戦略の位置づけ

1-3 計画期間

本経営戦略の計画期間は、中長期的な視点から経営基盤の強化に取り組むことができるよう、令和7年度を初年度とし、令和16年度を最終年度とした10年間とします。

第2章 事業概要

2-1 事業の現況

(1) 施設

令和5年度末時点での下水道施設の整備状況は次のとおりです。

表 2-1 施設及び設備の状況

事業	施設区分	数 量	備 考
公共下水道	管路施設	約 1,433km	污水管：約 1,120 km、雨水管：約 276 km 合流管：約 37 km
	処理場	1 か所	
	ポンプ場	4 か所	
	マンホールポンプ場	101 か所	
	地域排水ポンプ	69 か所	
	雨水貯留施設	2 か所	

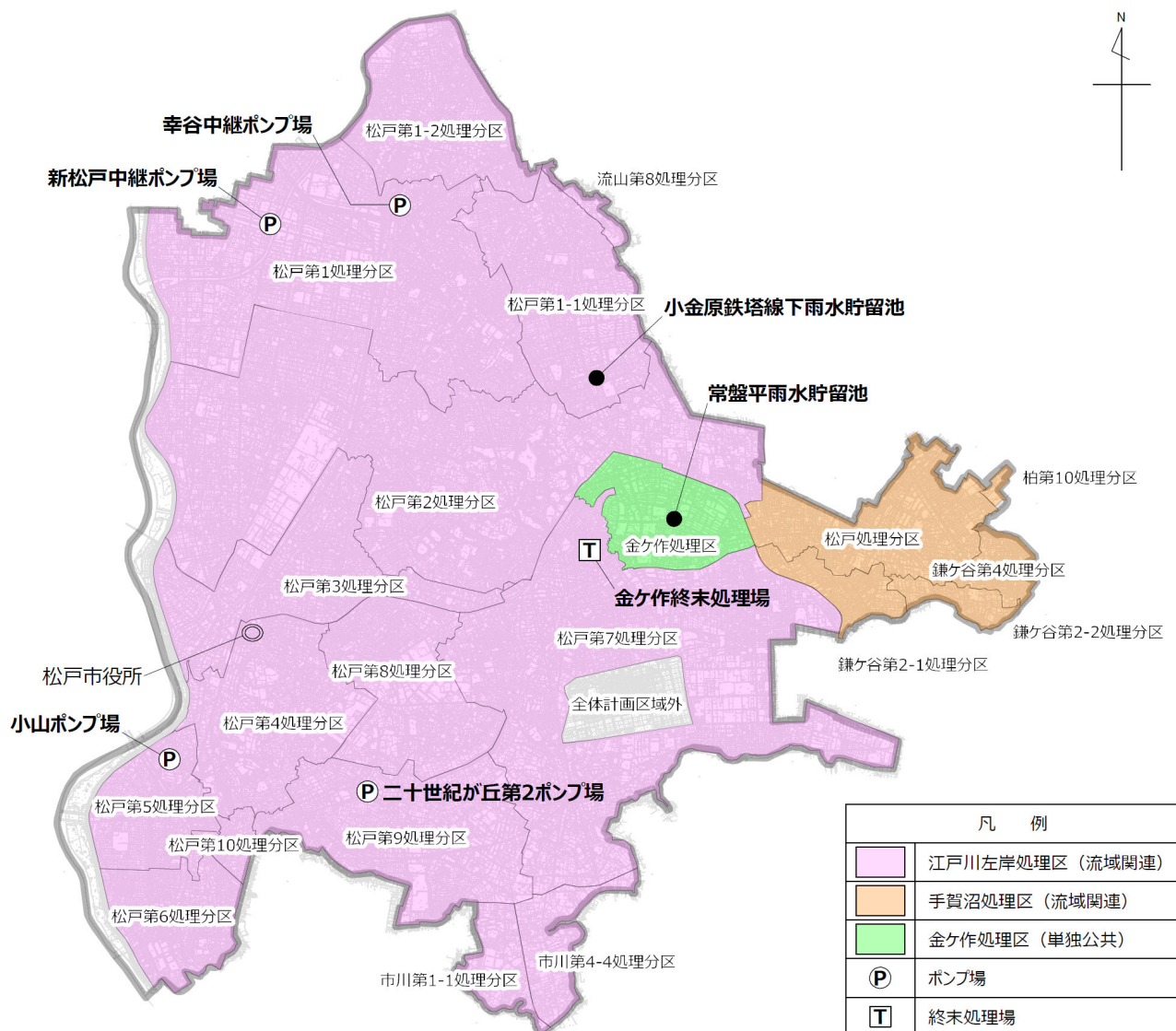


図 2-1 下水道計画区域及び施設配置の概要図

① 公共下水道事業及び処理場施設の概要

本市における公共下水道事業処理場施設の概要は以下のとおりです。

表 2-2 公共下水道事業・処理場施設の概要

下水道事業	供用開始（経過年数）	処 理 場
流域関連公共下水道		
江戸川左岸処理区 （処理方式・分流式）	昭和60年度（39年）	無し （県管理・江戸川第1、第2終末処理場）
手賀沼処理区 （処理方式・分流式）	昭和62年度（37年）	無し （県管理・手賀沼終末処理場）
単独公共下水道		
金ヶ作処理区 （処理方式・合流式）	昭和35年度（64年）	金ヶ作終末処理場 （処理方式：標準活性汚泥法 晴天日最大処理能力 12,700 m ³ /日 雨天日最大処理能力 38,100 m ³ /日）
北小金処理区（廃止）	昭和 44 年度	北小金終末処理場廃止（平成 2 年）
新松戸処理区（廃止）	昭和 52 年度	新松戸終末処理場廃止（平成 21 年）

② 処理区域内人口密度

令和5年度末時点での公共下水道の処理区域内人口密度は次に示すとおりです。全国平均 60 人/ha、類似団体平均 98 人/ha であり、本市は処理区域内人口密度が高く、スケールメリットが働きやすい環境下といえます。

表 2-3 処理区域内人口密度

事 業	処理区域面積	処理区域内人口	処理区域内人口密度
公共下水道	4,087ha	443,817 人	108.6 人/ha

③ 法適・非適の区分

平成 30 年 4 月 1 日より地方公営企業法の財務規定等を適用（一部適用）しています。

④ 広域化・共同化・最適化実施状況

千葉県が主導している千葉県汚水処理広域化・共同化計画において、『江戸川左岸流域下水道への編入』が位置付けされており、将来的に金ヶ作終末処理場を廃止し、千葉県が運営する流域下水道への編入に向けて『検討中』の段階です。

令和3年1月より、千葉県企業局との間で、上水道料金と下水道使用料の徴収一元化を実施しています。

(2) 使用料

下水道使用料は、基本料金と使用水量に応じた従量制、さらには使用水量の増加に応じて従量料金を変動させる累進制を採用しています。使用料対象経費は、汚水処理費の維持管理費全部と資本費の一部となっており、資産維持費は含まれておりません。直近の料金改定は平成 19 年 4 月です。

表 2-4 下水道使用料体系表（1 か月あたり・税抜）

用途別	【基本使用料】	【超過使用料】	1 m ³ につき
一般汚水	10 m ³ まで 964 円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	128 円
		20 m ³ を超え 30 m ³ まで	162 円
		30 m ³ を超え 50 m ³ まで	191 円
		50 m ³ を超え 80 m ³ まで	280 円
		80 m ³ を超え 200 m ³ まで	339 円
		200 m ³ を超える分	442 円
公衆浴場汚水	1 m ³ につき 22 円		

令和 5 年度における汚水処理費（維持管理費＋資本費）に対する使用料の割合（経費回収率）は、100%です。本市の過去 3 年度分の条例上の使用料（20 m³あたり）と実質的な使用料（20 m³あたり※）の比較を示しています。総務省は、継続して安定した下水道事業経営を行うための使用料基準を 3,000 円／20 m³としており、本市は条例上の使用料は基準に達していませんが、実質的な使用料は令和 5 年度に基準に達している状況です。

※実質的な使用料（20 m³あたり） 使用料収入(円)／有収水量(m³)×20(m³)

表 2-5 条例上の使用料・実質的な使用料（1 か月あたり・税抜）

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
条例上の使用料（20 m ³ あたり）	2,244 円	2,244 円	2,244 円
実質的な使用料（20 m ³ あたり）	2,981 円	2,995 円	3,007 円

(3) 組織

① 部門別職員数

部門別職員数は、次に示すとおりです。下水道事業会計に係る職員は、全 50 人（損益勘定所属職員 28 人、資本勘定所属職員 22 人。会計年度任用職員を除く。）です。

今後、未普及対策事業の推進、浸水対策、地震対策、老朽化対策、施設の老朽化に伴う維持管理業務の増加、地球温暖化等の社会情勢等への対応、健全な事業経営に向けた適正な下水道使用料水準の検討等、現状以上の業務量が予想され、下水道事業の適正な運営のため定数管理等が必要になります。

② 事業運営組織

平成 30 年 4 月に地方公営企業法の財務規定等を適用（一部適用）したことに伴い、組織の見直しが行われ、現在、下水道事業は「下水道経営課」、「下水道整備課」及び「下水道維持課」で執り行っています。

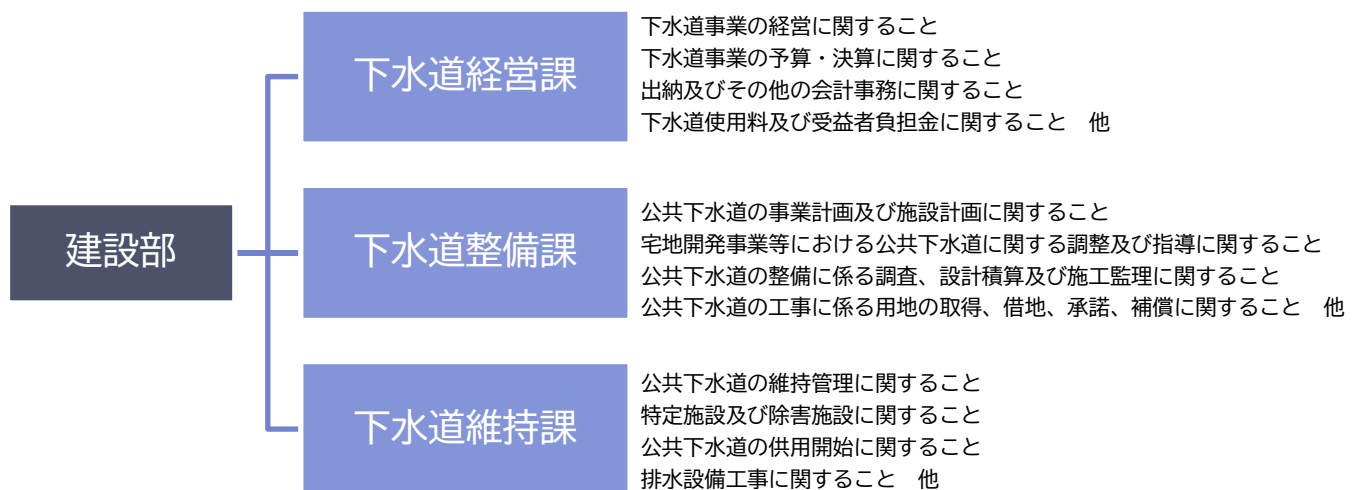


図 2-2 組織図

(4) 財務状況

① 令和5年度決算の状況

【収益的収入】

令和5年度における収益的収入は、約113億円です。収益的収入のうち、約55%は下水道使用料、約27%が長期前受金戻入であり、全体の約82%を占めています。他会計負担金は約11%程度です。

【単位：千円】	
収益的収入	11,344,062
営業収益	6,811,167
下水道使用料	6,255,526
雨水処理負担金	555,124
その他	517
営業外収益	4,460,008
長期前受金戻入	3,088,131
他会計負担金	1,244,924
その他	126,953
特別利益	72,887

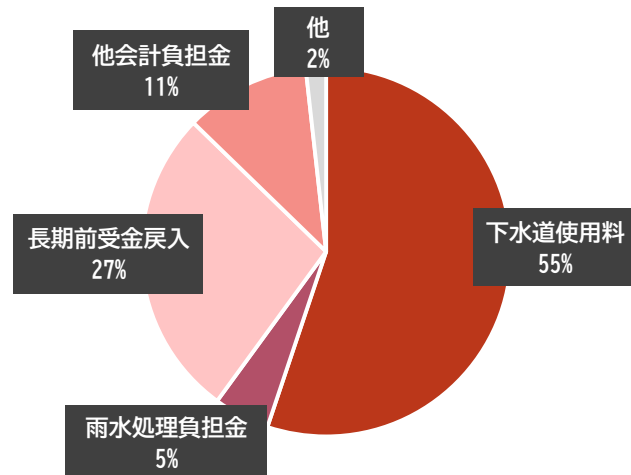


図 2-3 令和5年度決算における収益的収入の実績

【収益的支出】

令和5年度における収益的支出は、約109億円です。収益的支出のうち、約53%は減価償却費、約26%が流域下水道維持管理負担金であり、全体の約79%を占めています。

【単位：千円】	
収益的支出	10,878,300
営業費用	9,913,634
職員給与費	207,653
減価償却費	5,793,945
動力費	50,177
修繕費	87,127
委託料	719,391
流域下水道維持管理負担金	2,839,220
その他	216,121
営業外費用	781,011
支払利息	626,866
その他	154,145
特別損失	183,655

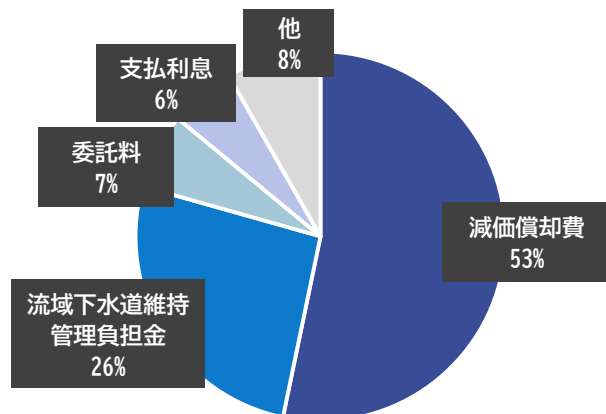


図 2-4 令和5年度決算における収益的支出の実績

【当期純利益】

当期純利益は、令和5年で約4.7億円発生しています。

【資本的収入】

令和5年度における資本的収入は、約 53 億円です。資本的収入のうち、企業債が最も多く、年間約 26 億円程度の借入をしています。出資金は約 10 億円程度であり、資本的収入の約 20%程度を占めています。

【単位：千円】	
資本的収入	5,261,955
企業債	2,624,000
出資金	1,048,504
補助金	1,428,412
負担金	161,029
長期貸付金償還金	10

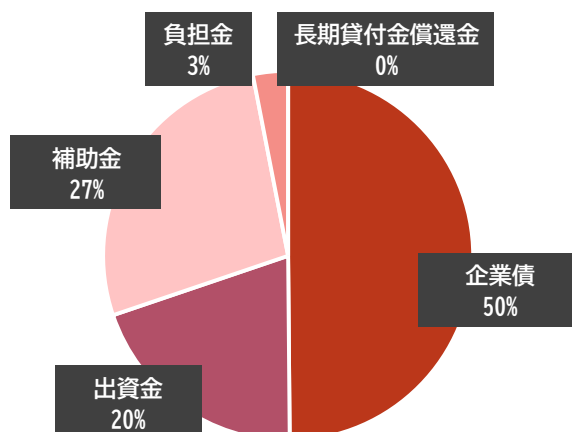


図 2-5 令和5年度決算における資本的収入の実績

【資本的支出】

令和5年度の資本的支出は、約 83 億円です。企業債償還金は減少傾向を示しており、約 36 億円となっています。

【単位：千円】	
資本的支出	8,341,585
建設改良費	4,694,904
企業債償還金	3,646,521
投資及び出資金	160

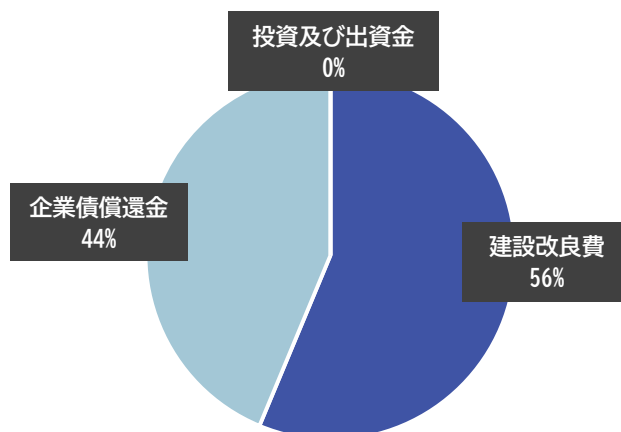


図 2-6 令和5年度決算における資本的支出の実績

② 企業債残高の推移

企業債の借入額と比較して償還額が上回っています。そのため、年々企業債残高は減少しています。

企業債残高は、令和3年度の約470億円から令和5年度では約443億円と、減少傾向を示しています。

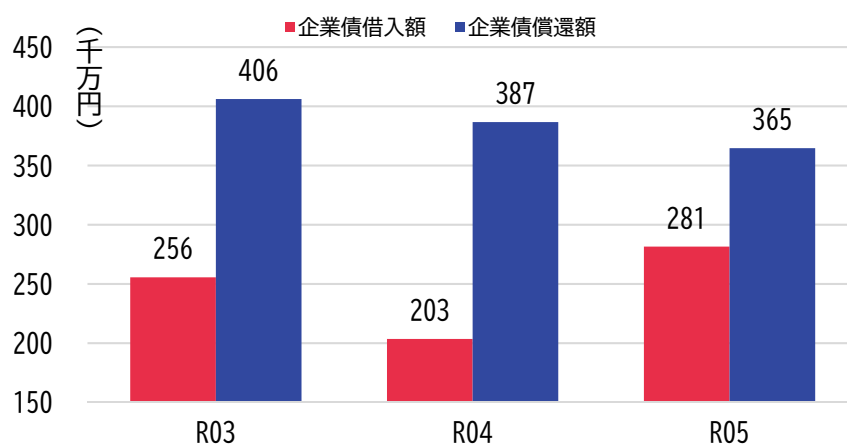


図 2-7 企業債借入額と償還額の推移

表 2-6 企業債残高の推移

【単位：千円】

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
企業債	46,970,323	45,139,050	44,306,929

2-2 民間活力の活用等

(1) 民間活用の状況

① 民間委託

管路施設の維持管理の業務委託を令和4年度から、処理場、ポンプ場等の運転管理の業務委託を令和6年度から包括的民間委託を採用しています。

② 指定管理者制度

地方自治法に基づく指定管理者制度の採用はありません。

③ PPP・PFI

官民連携のうちの、包括的民間委託以外の採用はありません。

(2) 資産活用の状況

① エネルギー利用

金ヶ作終末処理場の消化槽で発生するメタンガスを、消化槽を加温するためのボイラの燃料として場内利用しています。

② 土地・施設等利用（未利用土地、施設活用等）

松戸市下水道条例に基づき、下水道用地の占用許可を行い、下水道施設占用料を収入としています。

2-3 経営比較分析表を活用した現状分析

下水道事業の経営状況について、全国平均、類似団体※1平均、千葉県内団体平均との比較を行いながら実施するために「経営比較分析表※2（令和4年度決算）」の経営指標を活用して示しています。

指標ごとのグラフには、全国平均、類似団体平均、千葉県内団体平均に加えて、近隣で単独公共下水道を有する4つの団体（A市からD市）との比較も合わせて示しています。

※1 下水道事業経営指標（総務省）において、処理区域内人口・人口密度・供用開始後年数の類型区分が同じ団体のこと。

※2 公営企業の経営及び施設の状況を表す主要な経営指標とその分析のこと。

表 2-7 公共下水道の類似団体

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分	団体数
政令市等			政令市等	21
10万以上	100人/ha以上		Aa	33
	75人/ha以上		Ab	30
	50人/ha以上	30年以上	Ac1	46
		30年未満	Ac2	2
	50人/ha未満		Ad	59
3万以上	100人/ha以上		Ba	8
	75人/ha以上	30年以上	Bb1	25
		30年未満	Bb2	2
	50人/ha以上	30年以上	Bc1	63
		30年未満	Bc2	12
	50人/ha未満	30年以上	Bd1	158
		30年未満	Bd2	23
3万未満	75人/ha以上		Ca	3
	50人/ha以上	30年以上	Cb1	25
		15年以上	Cb2	22
		15年未満	Cb3	4
	25人/ha以上	30年以上	Cc1	153
		15年以上	Cc2	150
		15年未満	Cc3	19
	25人/ha未満	30年以上	Cd1	122
		15年以上	Cd2	186
		15年未満	Cd3	11

(1) 経常収支比率

指標の算定式	$\text{経常収支比率}(\%) = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$												
指標の意味	当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要です。												
本市の状況	本市の経常収支比率は 104.17%で単年度の収支は黒字ですが、全国平均、類似団体平均、千葉県内団体と比較して、低い水準です。 そのため、経費回収率等の他の指標を合わせて経営状況を判断し、必要に応じて経営改善に向けた、水洗化率の向上や使用料水準の見直しなどの取り組みを行う必要があります。												
他市との比較	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市</th> <th>経常収支比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松戸市</td> <td>104.17</td> </tr> <tr> <td>A市</td> <td>107.29</td> </tr> <tr> <td>B市</td> <td>106.11</td> </tr> <tr> <td>C市</td> <td>104.42</td> </tr> <tr> <td>D市</td> <td>104.42</td> </tr> </tbody> </table>	市	経常収支比率 (%)	松戸市	104.17	A市	107.29	B市	106.11	C市	104.42	D市	104.42
市	経常収支比率 (%)												
松戸市	104.17												
A市	107.29												
B市	106.11												
C市	104.42												
D市	104.42												

(2) 累積欠損金比率

指標の算定式	$\text{累積欠損金比率}(\%) = \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$												
指標の意味	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標です。												
本市の状況	本市では、累積欠損金は発生していません。 今後、累積欠損金が生じ、かつ資金不足比率が 20%を超えた場合、経営健全化計画を策定するとともに、総務大臣や県知事の許可を受けないと企業債の発行が認められない状況に至る可能性がありますので、今後も累積欠損金を生じさせないような経営に取り組んでいく必要があります。令和 5 年度も累積欠損金が生じておらず、経営状況は良好です。												
他市との比較	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市</th> <th>累積欠損金比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松戸市</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>A市</td> <td>3.15</td> </tr> <tr> <td>B市</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>C市</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>D市</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table>	市	累積欠損金比率 (%)	松戸市	0.00	A市	3.15	B市	0.90	C市	0.00	D市	0.00
市	累積欠損金比率 (%)												
松戸市	0.00												
A市	3.15												
B市	0.90												
C市	0.00												
D市	0.00												

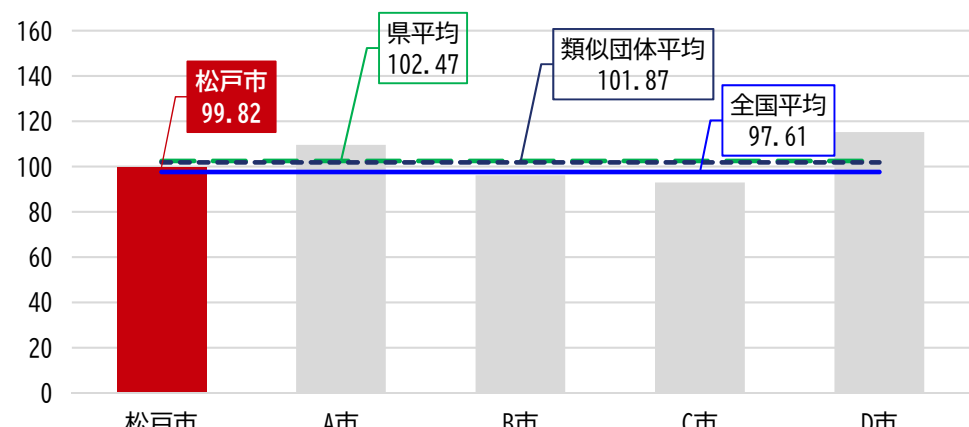
(3) 流動比率

指標の算定式	$\text{流動比率}(\%) = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$																		
指標の意味	短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。																		
本市の状況	本市の流動比率は、71.18%です。企業会計移行後、上昇傾向にあるものの、全国平均、類似団体平均、千葉県内団体を共に下回っていることから、現金等の確保に努め、支払能力を高めるための経営改善を図る必要があります。 令和5年度の本市の流動比率は87.16%であり、指標値が改善傾向です。																		
他市との比較	The chart shows the current ratio for Matsuyama City (71.18%) and four other cities (A, B, C, D). It also includes horizontal lines for the county average (171.05), the average of similar organizations (100.73), and the national average (73.44%). Matsuyama City's ratio is significantly lower than the county and similar organization averages, and slightly higher than the national average. <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>流動比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松戸市</td> <td>71.18</td> </tr> <tr> <td>A市</td> <td>~35</td> </tr> <tr> <td>B市</td> <td>~90</td> </tr> <tr> <td>C市</td> <td>~35</td> </tr> <tr> <td>D市</td> <td>~115</td> </tr> <tr> <td>県平均</td> <td>171.05</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>100.73</td> </tr> <tr> <td>全国平均</td> <td>73.44</td> </tr> </tbody> </table>	項目	流動比率 (%)	松戸市	71.18	A市	~35	B市	~90	C市	~35	D市	~115	県平均	171.05	類似団体平均	100.73	全国平均	73.44
項目	流動比率 (%)																		
松戸市	71.18																		
A市	~35																		
B市	~90																		
C市	~35																		
D市	~115																		
県平均	171.05																		
類似団体平均	100.73																		
全国平均	73.44																		

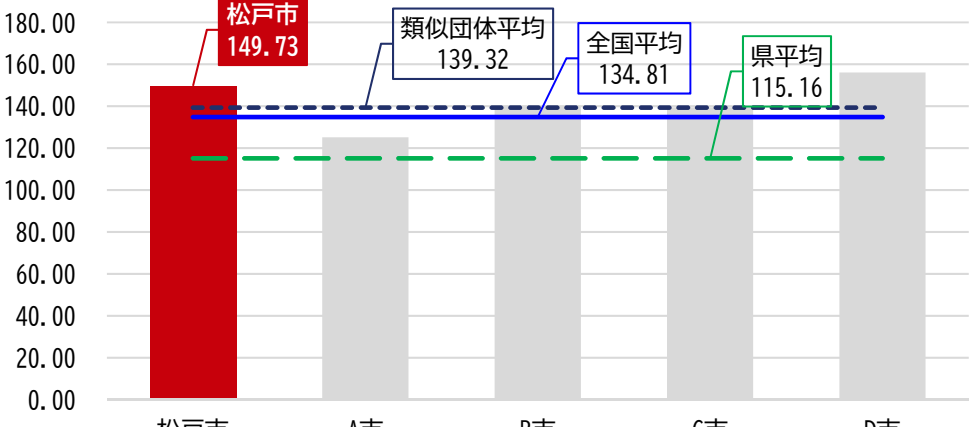
(4) 企業債残高対事業規模比率

指標の算定式	$\text{企業債残高対事業規模比率}(\%) = \frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$																		
指標の意味	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。																		
本市の状況	本市の企業債残高対事業規模比率は、329.45%となっています。全国平均、類似団体平均、千葉県内団体と比較して低い水準であります。今後改築・更新事業が本格化する際に、借入れる企業債の額、施設・設備の老朽化リスク等を考慮して効率的・効果的な投資を実施していく必要があります。 令和5年度の本市の企業債残高対事業規模比率は324.38%になっています。																		
他市との比較	The chart shows the enterprise debt ratio for Matsuyama City (329.45%) and four other cities (A, B, C, D). It also includes horizontal lines for the national average (652.82), the county average (522.20), and the average of similar organizations (481.88%). Matsuyama City's ratio is lower than all three benchmarks. <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松戸市</td> <td>329.45</td> </tr> <tr> <td>A市</td> <td>~1000</td> </tr> <tr> <td>B市</td> <td>~950</td> </tr> <tr> <td>C市</td> <td>~900</td> </tr> <tr> <td>D市</td> <td>~450</td> </tr> <tr> <td>全国平均</td> <td>652.82</td> </tr> <tr> <td>県平均</td> <td>522.20</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>481.88</td> </tr> </tbody> </table>	項目	比率 (%)	松戸市	329.45	A市	~1000	B市	~950	C市	~900	D市	~450	全国平均	652.82	県平均	522.20	類似団体平均	481.88
項目	比率 (%)																		
松戸市	329.45																		
A市	~1000																		
B市	~950																		
C市	~900																		
D市	~450																		
全国平均	652.82																		
県平均	522.20																		
類似団体平均	481.88																		

(5) 経費回収率

指標の算定式	$\text{経費回収率}(\%) = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{污水处理費（公費負担分を除く）}} \times 100$												
指標の意味	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。												
本市の状況	本市の経費回収率は 99.82% であり、わずかに 100% を下回っています。全国平均は上回っていますが、類似団体平均、千葉県内団体と比較して、高い水準とは言えない状況です。今後は、使用料水準の適正化に向けて分析を進め、費用負担区分を明確にしつつ、経費回収率改善に向けた取り組みを行う必要があります。 令和 5 年度の本市の経費回収率は 100% であり、今後も維持する取り組みが必要です。												
他市との比較	 <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>経費回収率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松戸市</td> <td>99.82</td> </tr> <tr> <td>A市</td> <td>102.47</td> </tr> <tr> <td>B市</td> <td>101.87</td> </tr> <tr> <td>C市</td> <td>97.61</td> </tr> <tr> <td>D市</td> <td>97.61</td> </tr> </tbody> </table>	市町村	経費回収率 (%)	松戸市	99.82	A市	102.47	B市	101.87	C市	97.61	D市	97.61
市町村	経費回収率 (%)												
松戸市	99.82												
A市	102.47												
B市	101.87												
C市	97.61												
D市	97.61												

(6) 使用料単価

指標の算定式	$\text{使用料単価}(\text{円}/\text{m}^3) = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{年間有収水量}}$												
指標の意味	使用料収入を有収水量で除した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。												
本市の状況	本市の使用料単価は 149.73 円/㎡ であり、わずかに 150 円/㎡ を下回っています。全国平均、類似団体平均、千葉県内団体と比較して、高い水準となっています。経費回収率がほぼ 100% であることから、現状は適正な使用料水準であると評価できます。 令和 5 年度の本市の使用料単価は 150.38 円/㎡ で、適正な使用料水準以上でした。												
他市との比較	 <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>使用料単価 (円/㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松戸市</td> <td>149.73</td> </tr> <tr> <td>A市</td> <td>139.32</td> </tr> <tr> <td>B市</td> <td>134.81</td> </tr> <tr> <td>C市</td> <td>115.16</td> </tr> <tr> <td>D市</td> <td>115.16</td> </tr> </tbody> </table>	市町村	使用料単価 (円/㎡)	松戸市	149.73	A市	139.32	B市	134.81	C市	115.16	D市	115.16
市町村	使用料単価 (円/㎡)												
松戸市	149.73												
A市	139.32												
B市	134.81												
C市	115.16												
D市	115.16												

(7) 汚水処理原価

指標の算定式	$\text{汚水処理原価(円)} = \frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$										
指標の意味	有収水量 1 m ³ 当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。										
本市の状況	本市の汚水処理原価は、150.00 円と全国平均、類似団体平均、千葉県内団体より高い数値を示しています。汚水処理に要する費用の削減等の取り組みを行う必要があります。 令和5年度の本市の汚水処理原価は 150.38 円/m³で、若干ですが上昇しました。										
他市との比較	<table border="1"> <caption>他市との比較 (汚水処理原価)</caption> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>値 (円/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松戸市</td> <td>150.00</td> </tr> <tr> <td>全国平均</td> <td>138.29</td> </tr> <tr> <td>県平均</td> <td>134.40</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>111.88</td> </tr> </tbody> </table>	対象	値 (円/m ³)	松戸市	150.00	全国平均	138.29	県平均	134.40	類似団体平均	111.88
対象	値 (円/m ³)										
松戸市	150.00										
全国平均	138.29										
県平均	134.40										
類似団体平均	111.88										

(8) 施設利用率

指標の算定式	$\text{施設利用率(\%)} = \frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$										
指標の意味	終末処理場の施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。										
本市の状況	本市の施設利用率は 59.13%と全国平均と同等程度、類似団体平均、千葉県内団体と比較して低い水準です。将来的に流域下水道へ編入し、廃止する計画ではありますが、それまでの期間、適切な施設管理を行う必要があります。 令和5年度の本市の施設利用率は 54.34%でした。										
他市との比較	<table border="1"> <caption>他市との比較 (施設利用率)</caption> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松戸市</td> <td>59.13</td> </tr> <tr> <td>県平均</td> <td>76.94</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>63.62</td> </tr> <tr> <td>全国平均</td> <td>59.10</td> </tr> </tbody> </table>	対象	値 (%)	松戸市	59.13	県平均	76.94	類似団体平均	63.62	全国平均	59.10
対象	値 (%)										
松戸市	59.13										
県平均	76.94										
類似団体平均	63.62										
全国平均	59.10										

(9) 水洗化率

指標の算定式	$\text{水洗化率}(\%) = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$												
指標の意味	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。												
本市の状況	本市の水洗化率は、全国平均、類似団体平均、千葉県内団体と同等程度であり高い水準にあります。引き続き、新たな供用区域について早期接続を啓発すると共に、未接続者の実態等を把握し、水洗化の普及促進に向けた取り組みを進めていく必要があります。 令和5年度の本市の水洗化率は96.82%で、向上しています。												
他市との比較	<table border="1"> <caption>水洗化率比較表</caption> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>水洗化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松戸市</td> <td>96.77</td> </tr> <tr> <td>A市</td> <td>97.53 (類似団体平均)</td> </tr> <tr> <td>B市</td> <td>95.92 (県平均)</td> </tr> <tr> <td>C市</td> <td>95.82 (全国平均)</td> </tr> <tr> <td>D市</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	市町村	水洗化率 (%)	松戸市	96.77	A市	97.53 (類似団体平均)	B市	95.92 (県平均)	C市	95.82 (全国平均)	D市	-
市町村	水洗化率 (%)												
松戸市	96.77												
A市	97.53 (類似団体平均)												
B市	95.92 (県平均)												
C市	95.82 (全国平均)												
D市	-												

(10) 有形固定資産減価償却率

指標の算定式	$\text{有形固定資産減価償却率}(\%) = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$												
指標の意味	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。												
本市の状況	本市の有形固定資産減価償却率は17.39%と全国平均、類似団体平均と比べ低い水準です。これは、他の団体に比べ公営企業法適用が遅かったため、減価償却累計額が少なく、低い数値となって表れています。 令和5年度の本市の有形固定資産減価償却率は20.52%でした。												
他市との比較	<table border="1"> <caption>有形固定資産減価償却率比較表</caption> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>減価償却率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松戸市</td> <td>17.39</td> </tr> <tr> <td>A市</td> <td>39.74 (全国平均)</td> </tr> <tr> <td>B市</td> <td>26.87 (類似団体平均)</td> </tr> <tr> <td>C市</td> <td>16.30 (県平均)</td> </tr> <tr> <td>D市</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	市町村	減価償却率 (%)	松戸市	17.39	A市	39.74 (全国平均)	B市	26.87 (類似団体平均)	C市	16.30 (県平均)	D市	-
市町村	減価償却率 (%)												
松戸市	17.39												
A市	39.74 (全国平均)												
B市	26.87 (類似団体平均)												
C市	16.30 (県平均)												
D市	-												

(11) 管きょ老朽化率

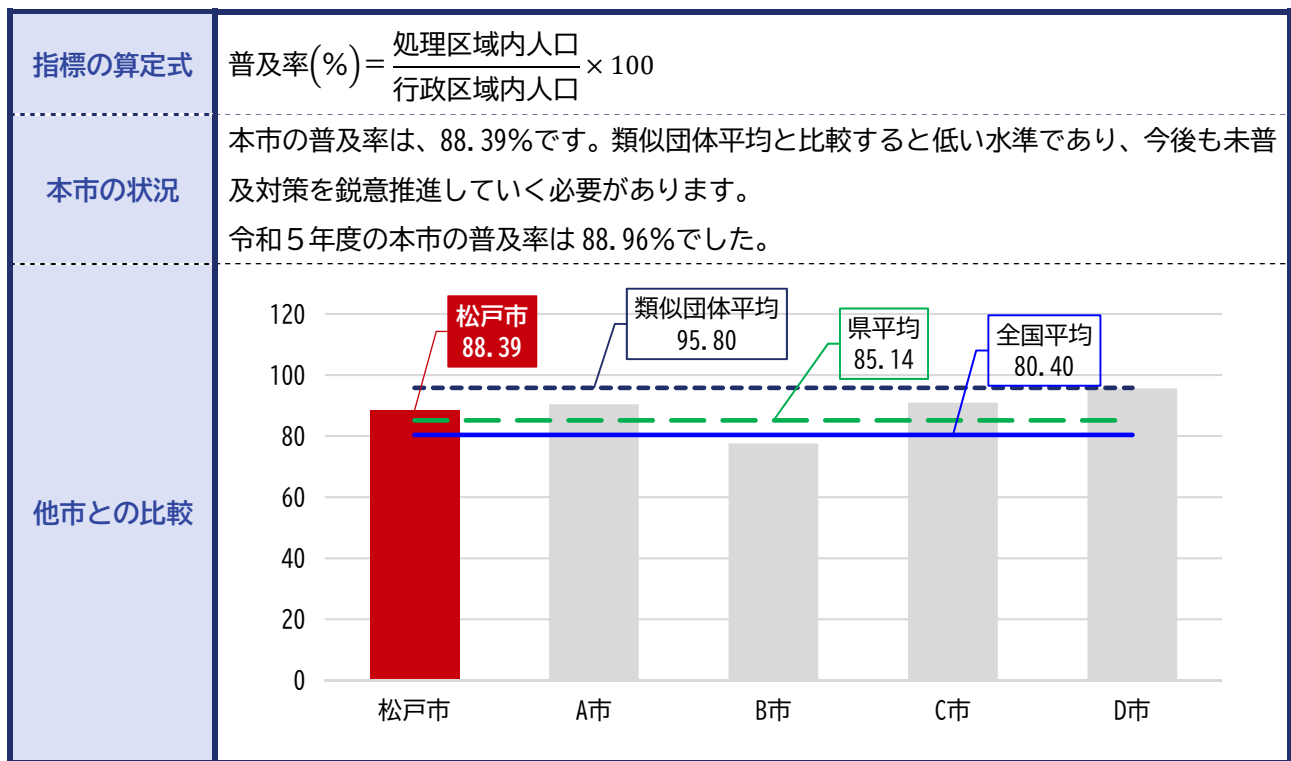
指標の算定式	$\text{管きょ老朽化率}(\%) = \frac{\text{法定耐用年数を経過した管きょ延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$												
指標の意味	法定耐用年数を超えた管きょ延長の割合を表した指標で、管きょの老朽化割合を示しています。												
本市の状況	本市の管きょ老朽化率は9.96%であり、全国平均、千葉県内団体より高い水準にありますが、類似団体平均よりは低い水準にあります。今後も管きょの老朽化率は増加が予想されるため、計画的な改築・更新の実施が必要となります。 令和5年度の本市の管きょ老朽化率は10.46%であり、増加しています。												
他市との比較	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松戸市</td> <td>9.96</td> </tr> <tr> <td>A市</td> <td>12.40</td> </tr> <tr> <td>B市</td> <td>7.62</td> </tr> <tr> <td>C市</td> <td>5.62</td> </tr> <tr> <td>D市</td> <td>10.00</td> </tr> </tbody> </table>	項目	値 (%)	松戸市	9.96	A市	12.40	B市	7.62	C市	5.62	D市	10.00
項目	値 (%)												
松戸市	9.96												
A市	12.40												
B市	7.62												
C市	5.62												
D市	10.00												

(12) 管きょ改善率

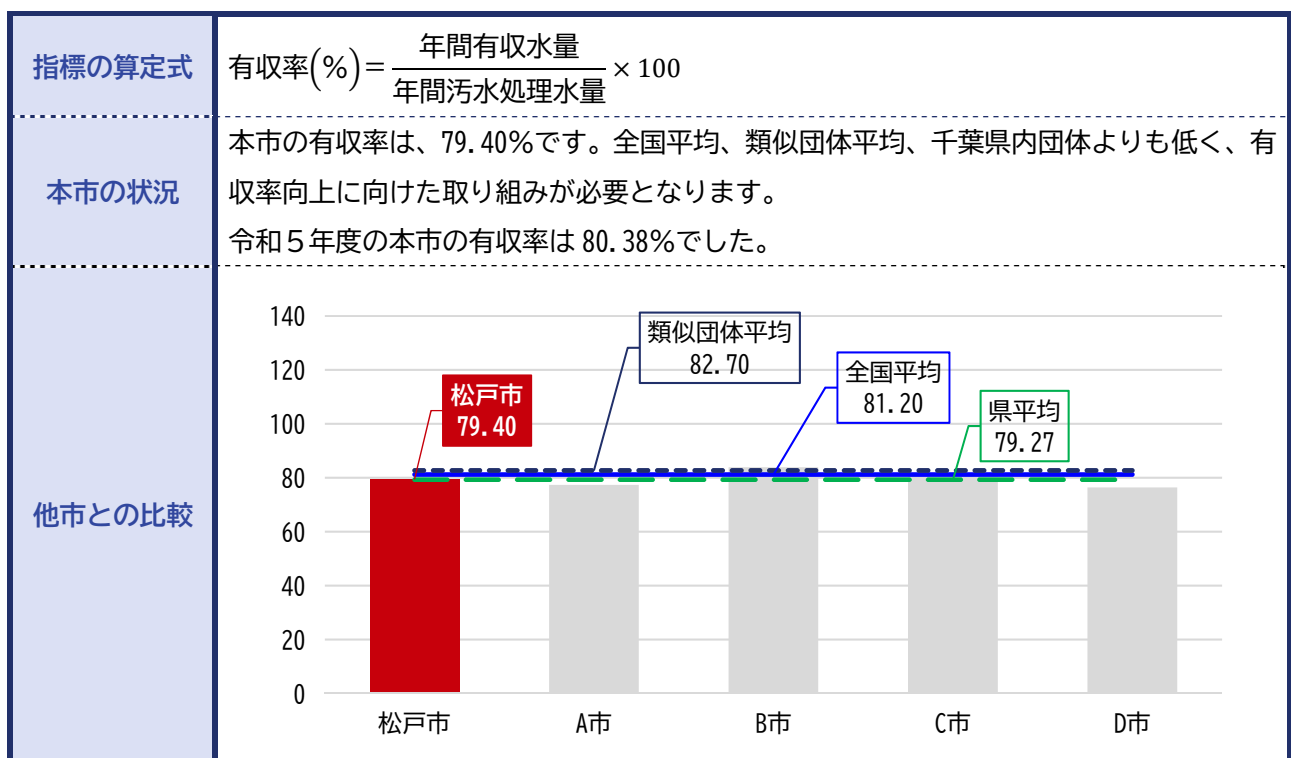
指標の算定式	$\text{管きょ改善率}(\%) = \frac{\text{改善(更新・改良・修繕)管きょ延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$												
指標の意味	当該年度に更新した管きょ延長の割合を表した指標で、管きょの更新ペースや状況を把握できます。												
本市の状況	本市の管きょ改善率は0.09%であり、全国平均、千葉県内団体、類似団体平均よりは低い水準にありますが、過年度の累計では2.0%となっており、早期に老朽化対策に着手してきた成果が見られます。 令和5年度の本市の管きょ改善率は0.05%でした。												
他市との比較	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松戸市</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>A市</td> <td>0.23</td> </tr> <tr> <td>B市</td> <td>0.19</td> </tr> <tr> <td>C市</td> <td>0.16</td> </tr> <tr> <td>D市</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table>	項目	値 (%)	松戸市	0.09	A市	0.23	B市	0.19	C市	0.16	D市	0.10
項目	値 (%)												
松戸市	0.09												
A市	0.23												
B市	0.19												
C市	0.16												
D市	0.10												

(13) その他の指標

① 普及率



② 有収率



3-1 人口の予測

(1) 行政区域内人口

本市の行政区域内人口は、松戸市総合計画において2030年（令和12年）まで堅調に増加し、将来人口50万人規模で維持することを展望しています。一方、国立社会保障・人口問題研究所によると、近い将来人口減少に転じることが推計されており、20年後の令和26年度では約3%人口が減少し、高齢化も確実に進む見通しとなっています。

本経営戦略では、総務省の「経営戦略策定・改定ガイドライン」等に則り、人口減少見込みを反映させた計画とするために、行政区域内人口の推計値を、「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計） 国立社会保障・人口問題研究所」（以下社人研データとする）を用いて算出しました。5年単位での公表であるため、データの無い年度に関しては、線形補間しています。

(2) 処理区域内人口

処理区域内人口は、未普及対策事業の推進による人口増加を加味して推計を行いました。経営戦略の最終年度である処理区域内人口の推計値は、令和16年度で468,360人としています。

行政区域内人口は毎年度減少する傾向ですが、未普及対策事業により、令和30年度頃までは処理区域内人口は増加傾向を示しています。その後は、行政区域内人口の推計と同様に、減少傾向を示していきます。

(3) 水洗化人口

水洗化人口の推計値は、処理区域内人口に令和5年度の水洗化率96.82%を乗じて算出しています。処理区域内人口と同様の傾向を示していきます。

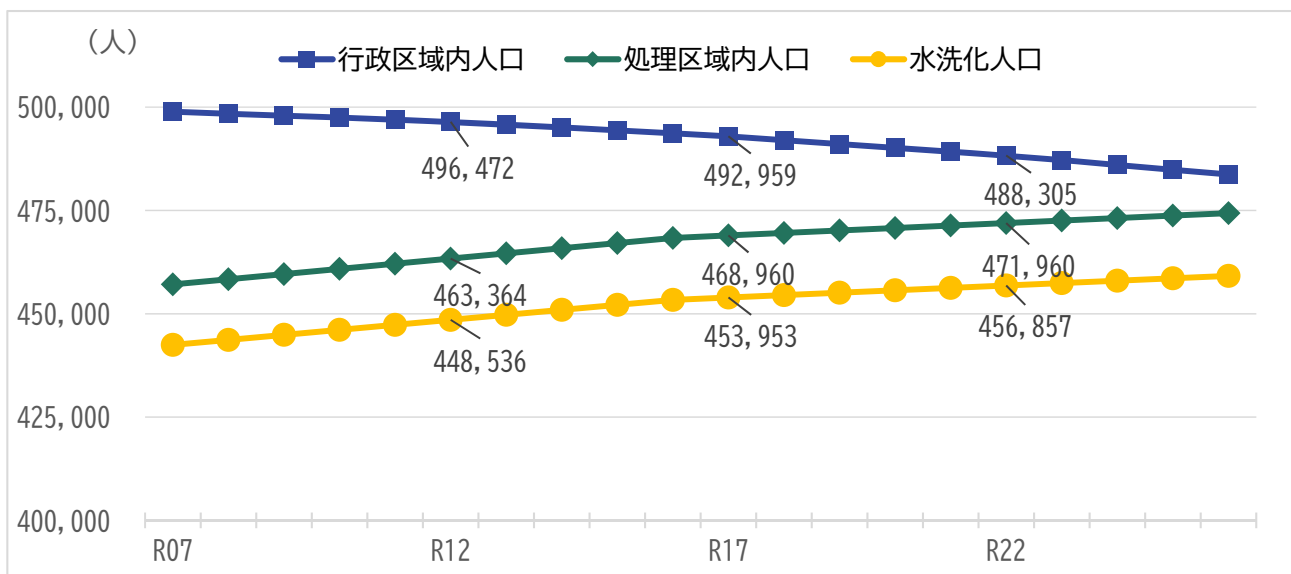


図 3-1 各種人口の推計

3-2 有収水量と下水道使用料の予測

(1) 有収水量

有収水量の推計値は、令和5年度における有収水量と水洗化人口の実績値より算定した有収水量原単位（有収水量原単位（ $\text{m}^3/\text{人}$ ）＝有収水量（ m^3 ）÷水洗化人口（人））に将来の水洗化人口推計値を乗じることで算出します。また、昨今の水需要の動向を加味しています。

水洗化人口が増加しているものの、節水意識の向上や節水機器の普及等による水需要の減少により、有収水量はほぼ横ばいで推移していくと見込まれます。

(2) 下水道使用料

使用料収入は、令和5年度の使用料単価の実績値を用いて算出します。ここで示す使用料収入の見通しは、現行の使用料単価で推移した場合を仮定しています。

有収水量の予測と同様の理由により、計画期間中はほぼ横ばいで推移していくと見込まれます。

表 3-1 有収水量原単位

項 目	決算値
①令和5年度有収水量（ $\text{m}^3/\text{年}$ ）	41,598,800
②令和5年度水洗化人口（人）	429,694
③令和5年度下水道使用料（千円）（税抜）	6,255,526
④有収水量原単位（ $\text{m}^3/\text{年}/\text{人}$ ） ①÷②	96.8
⑤使用料単価（円/ m^3 ） ③÷①	150

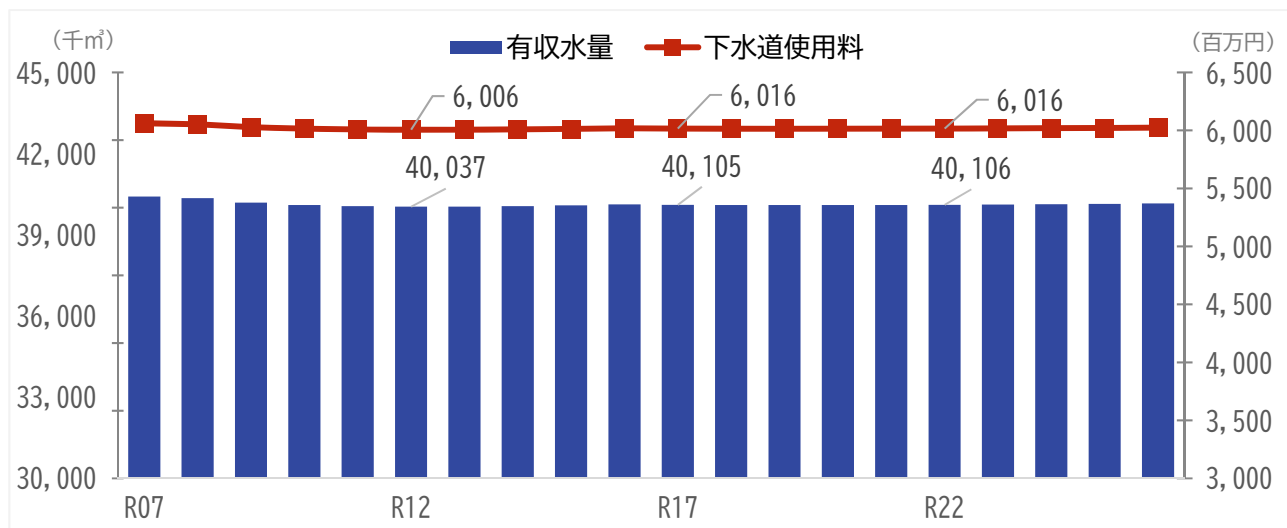


図 3-2 有収水量と下水道使用料の推計

3-3 施設の見通し

(1) 未普及対策

公共下水道における未普及対策は、令和5年度末時点で4,087haの整備が完了し、供用を開始しています。事業計画面積4,225ha、全体計画面積5,720haであり、今後も、汚水処理概成に向けた取り組みを推進していく必要があります。



図 3-3 年度別整備面積の推移

(2) 老朽化対策

【管路施設】

管路施設は、標準耐用年数である50年経過管が226kmで全体の約16%、40年経過管が433kmで全体の約31%、30年経過管が721kmで全体の約52%となっており、今後20年で約半数の施設が標準耐用年数を超過することになります。

表 3-2 老朽化管路の延長と割合

項 目	延長 (km)	全体延長における割合 (%)
50 年経過管	226	16
40 年経過管	433	31
30 年経過管	721	52

【処理場施設等】

金ヶ作終末処理場に関連する資産は、全 272 件登録されており、工種別内訳は次に示すとおりです。全資産のうち、約 70%が機械設備、電気設備であり、資産の大部分を占めています。一般的に、土木・建築は耐用年数が長く、下水道事業では 50 年が採用されています。一方で、機械設備・電気設備はおおむね 20 年程度が採用されており、土木・建築と比較して短いことが特徴です。そのため、資産件数の多い機械設備・電気設備は、改築・更新の周期が短く、事業体の経営状況を圧迫する一因となります。

金ヶ作終末処理場の現有資産の耐用年数は、耐用年数 2 年の資産が最も多い状況です。これは、耐用年数を超過している資産が多くありますが、改築・更新等ではなく、修繕等の維持管理活動により延命化して資産を使用していることを示しています。状態監視保全が困難であり、一般的に時間計画保全の管理区分とする電気設備に関しても、多くが耐用年数を満了している状態であると考えられます。

表 3-3 固定資産評価における耐用年数の例

種 類	構造又は用途	細 目	耐用年数（年）	
			通常	総合償却
建物	SRC 又は RC	事務所用	50	50
構築物	下水道用	下水道管さよ、人孔及びます	50	50
		処理設備	50	
機械及び装置	下水道用	ポンプ設備	20	20
		滅菌設備	10	
		計量器	15	
		荷役設備	17	
		処理機械設備	20	

出典：下水道事業における公営企業会計導入の手引き 2015 年版 公益社団法人 日本下水道協会

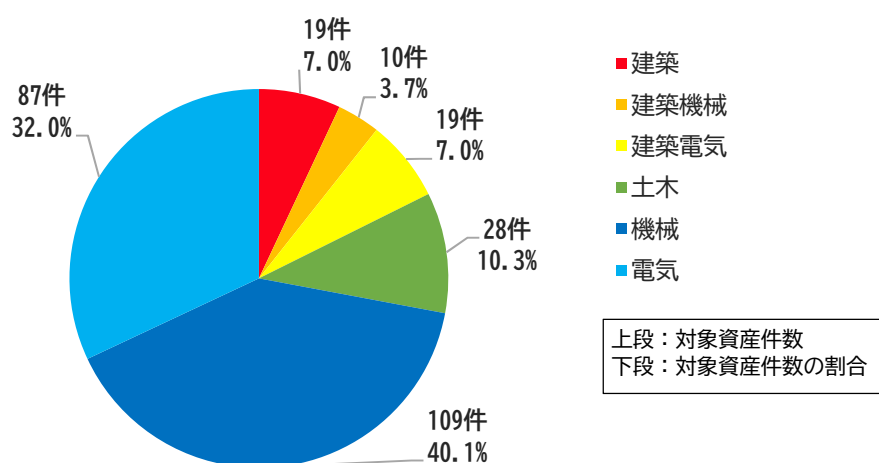


図 3-4 金ヶ作終末処理場の工種別資産登録件数

ポンプ場、マンホールポンプ場、地域排水ポンプ、雨水貯留施設の施設・設備は、ストックマネジメント計画を策定し、健全度を評価しています。劣化が進行しており、修繕等の対策が必要な健全度3以下の機器は、全体の約62%を占めています。その中でも、更新等大規模な措置が必要となる健全度2以下の機器は全体の約24%に及び、老朽化が進行し、対策の遅れが懸念されます。今後はストックマネジメント計画等に準じて計画的に改築・更新等を行う必要があります。

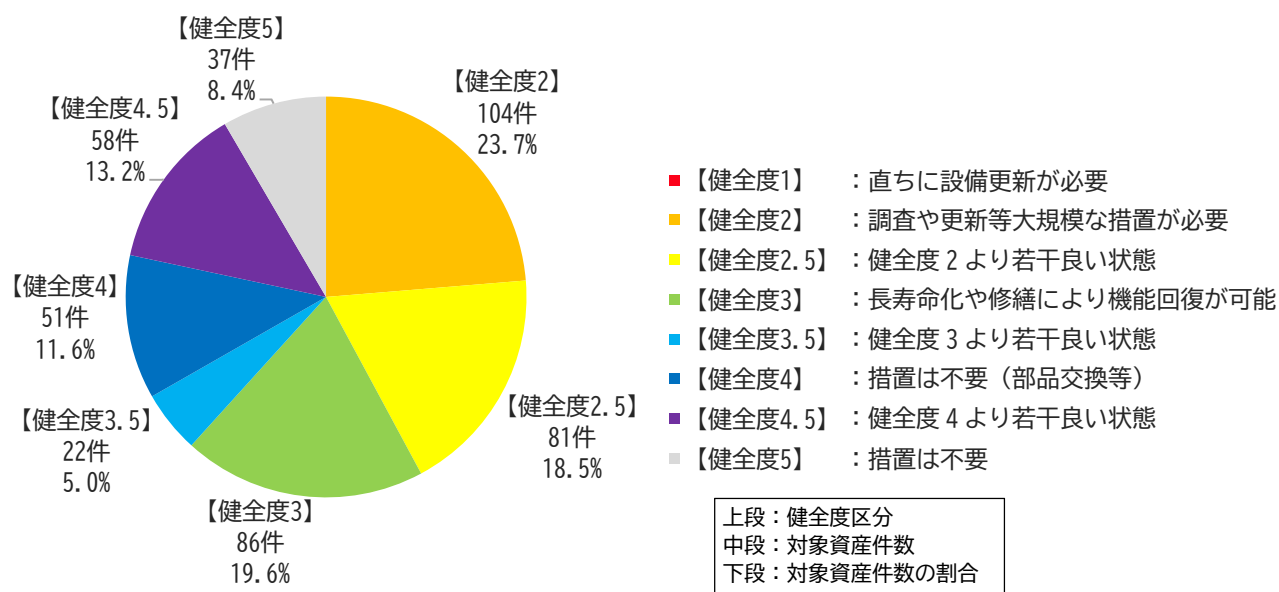


図 3-5 スtockマネジメント計画策定業務による健全度評価

(3) 浸水対策

近年、集中豪雨の増加や都市化の進展等に伴い、短時間に大量の雨水が流出し、内水氾濫の被害リスクが増大しています。浸水被害の最小化を図るため、雨水幹線整備などのハード対策に加え、内水ハザードマップの公表等のソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策を推進します。

(4) 地震対策

本市では、松戸市下水道総合地震対策計画等に基づき、下水道事業認可区域内の避難所に指定されている市立小中学校にマンホールトイレを設置しています。マンホールトイレは、災害によって、電気や水道が止まってしまうトイレが使用できない場合に、避難所敷地内の下水道管路のマンホールの上に便器を設置し、テントやボックスを設け、トイレ機能を確認するものです。手押しポンプによる井戸を設置し、井戸水で下水道管路にたまった汚物を流します。

また、災害時に、下水道の最低限の機能を確保することを目的として、緊急輸送道路や災害時重要路線、並びにマンホールトイレを設置した避難所の流下路線に設置されているマンホールを対象に、液状化に対する浮上防止対策工事を実施しています。



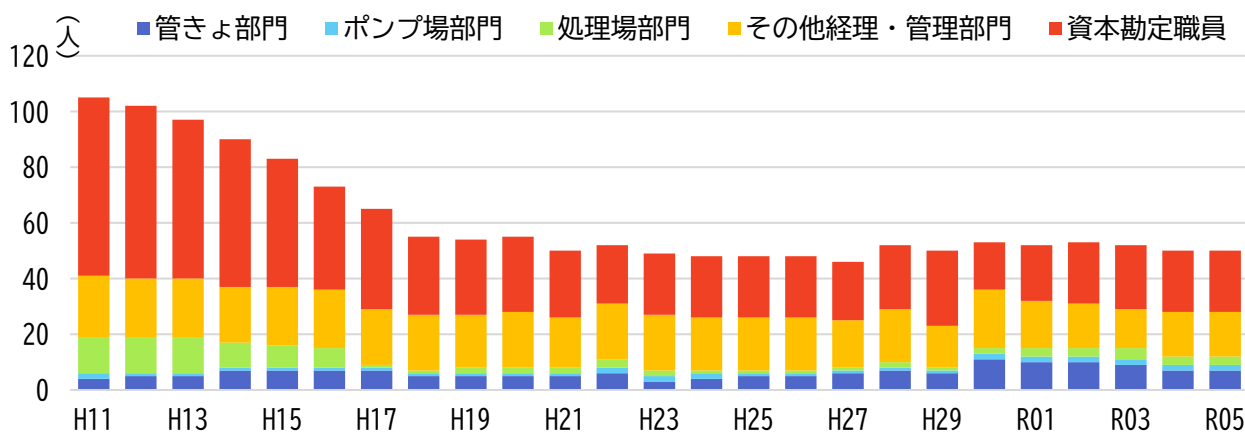
図 3-6 地震対策の概要

3-4 組織の見通し

下水道施設建設が主体の事業である平成 11 年度からの下水道事業関係職員の推移を示します。

下水道事業関係職員は、平成 11 年度には 105 人であったものが令和 5 年度に 50 人に減少しており、半減しています。主に施設の維持管理に従事する職員数は 19 人から 12 人と約 6 割まで減少し、主に建設に従事する資本勘定職員数は 64 人から 22 人と約 3 割まで減少しています。

今後は、整備した施設・設備の一層の老朽化が懸念され、改築・更新事業量の増加が見込まれる中で、施設整備のピーク時と同等程度の業務量が生じるため、これを担う担当職員の配置が求められます。



※会計年度任用職員は除く

図 3-7 松戸市の下水道関連職員数の推移

第4章 経営の基本方針

下水道事業においては、「松戸市公共下水道事業中期経営計画 平成 27 年 3 月」で経営の基本方針を「独立採算による下水道事業の運営を支える財政基盤の確立」として各種目標値等を設定し、事業運営を行ってきました。

表 4-1 現計画の経営目標値

項 目	平成 27 年度	令和 6 年度
下水道処理人口普及率の向上	84.20%	91.70%
下水道利用率の向上	79.00%	87.00%
経費回収率の向上	84.00%	96.00%

本経営戦略では、現計画の基本方針、経営目標値を引継ぎつつ、下水道事業経営の現状、将来的な収支見通し等の状況を踏まえて、次のとおり経営の目標値を設定します。

【経営の基本方針】



項 目 年 度	下水道処理人口 普及率	有収率	経費回収率	経常収支比率
令和 5 年度 (実績)	88.96%	80.38%	100.00%	105.39%
令和 11 年度	91.00%	85.00%	100%以上	黒字とする
令和 16 年度	95.00%	90.00%	100%以上	黒字とする

下水道処理人口普及率は、未普及対策事業の進捗に合わせて目標値を見直しました。

有収率の向上は使用料収入増につながるため、今後継続して有収率の向上に努めていきます。

経費回収率は、令和 5 年度実績で 100.00%であり、現計画の経営目標である 96.00%を達成できる水準です。今後も健全な事業運営を行うことを目的として目標値を 100%以上としました。

経常収支比率は、令和 5 年度実績で 105.39%であり、黒字で事業運営を行っています。今後も健全な事業運営を行うことを目的として目標を黒字と設定しました。

第5章 投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画に関しては、投資の中長期的な影響も含めて 50 年間分について検討しており、そのうちの本経営戦略期間（令和 7 年度から令和 16 年度）について示しています。ここで示す金額は、収益的支出は税抜き金額、資本的支出は税込み金額です。収益的収支については、収支均衡となるように計画しています。

将来投資額等については、物価上昇等を見込んでいます。

5-1 収支計画のうち投資についての説明

(1) 建設改良費

経営戦略期間中の建設改良費の推移は、本経営戦略期間では、単年度で約 39 億円から約 53 億円の事業量を予定しています。

期間中の建設改良費は、主に未普及対策、老朽化対策、浸水対策、耐水化対策、地震対策、分流化事業への支出となります。本経営戦略期間中は、未普及対策、老朽化対策、分流化事業への投資額が多く計上されています。

流域下水道建設費負担金等は、流域下水道建設費負担金、柏市への雨水施設の建設に関する負担金、高塚新田地区建設費負担金があります。流域下水道建設費負担金が大きな割合を占めており、本経営戦略期間中は約 5.5 億円から約 6.5 億円程度の投資が見込まれています。

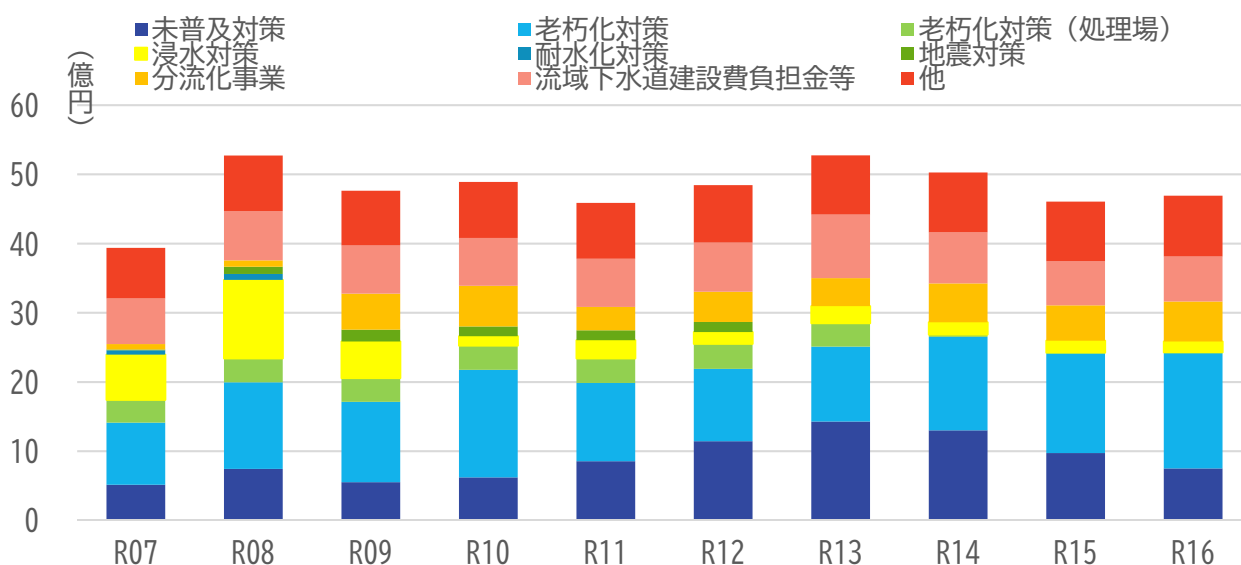


図 5-1 建設改良費の推移

(2) 企業債償還金及び企業債利息

将来借入れる企業債の企業債償還金及び企業債利息は、次の条件で算定しています。

表 5-1 企業債元利償還額の算定条件

項 目	内 容
償還方法	元利均等
借入期間	30 年
据え置き	あり。5 年据え置き
利息	1.4%

事業開始から 60 年以上が経過しており、企業債の償還は減少傾向となっています。令和 7 年度の企業債償還金は約 31 億円ですが、年々単年度の企業債償還金は減少していき、経営戦略の最終年度である令和 16 年度では約 21 億円となります。投資金額の最適化、平準化等により、新規の投資により企業債償還金の急激な増加は生じないようにしています。

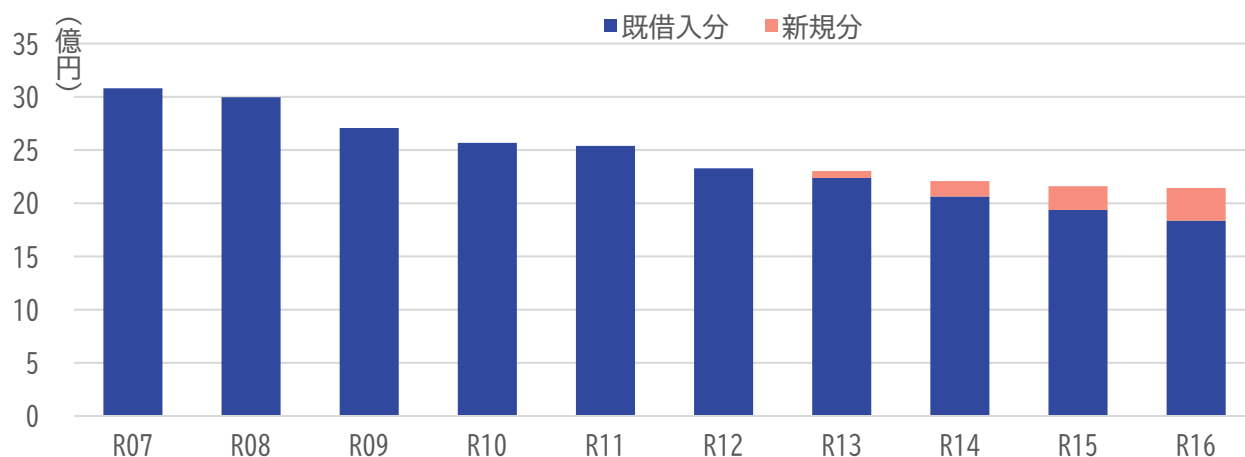


図 5-2 企業債償還金の将来推移

企業債利息は、令和 7 年度が約 5.5 億円、経営戦略の最終年度である令和 16 年度が約 5.6 億円と、ほぼ横ばいで推移します。

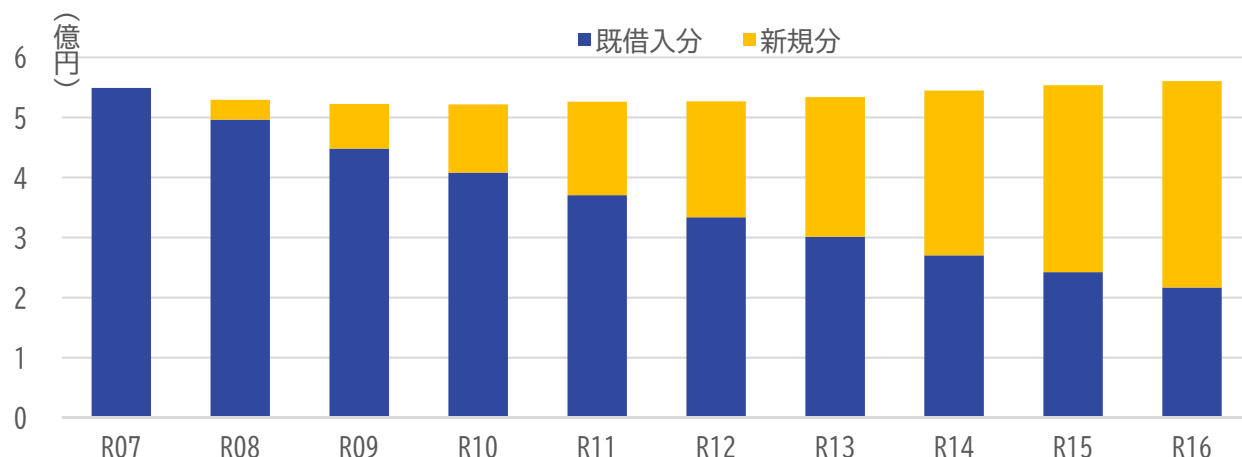


図 5-3 企業債利息の将来推移

5-2 収支計画のうち財源についての説明

建設改良費の主たる財源は、企業債、国庫補助金、自己財源であり、事業内容に応じて、現行の制度のもと算定して計上しています。自己財源は、損益勘定留保資金等の補てん財源等を示します。

新規の企業債の借入は各年度の6割程度を占めており、約24億円から約31億円です。

国庫補助金は各年度の2～3割程度を占めており、約7億円から約13億円です。

自己財源は、約9億円から約11億円程度を見込んでいます。

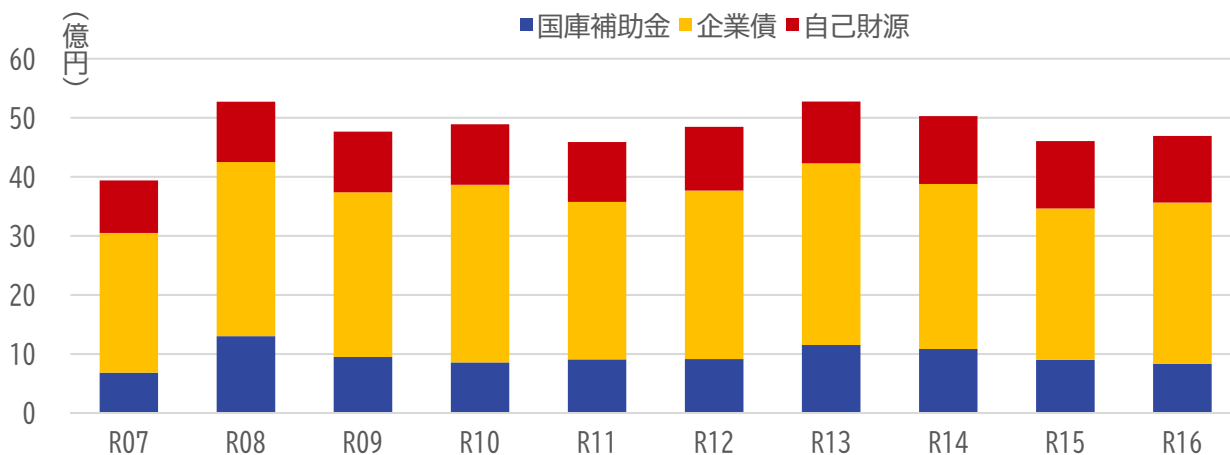


図 5-4 財源の将来推移

企業債残高については、経営戦略期間中における借入企業債の金額が、企業債償還金よりも大きくなるため、企業債残高は今後増加する見込みであり、令和7年度で約429億円ですが、令和16年度で約464億円程度まで増加します。なお、借入額の抑制を図るなど、増加傾向とならないよう努めていきます。

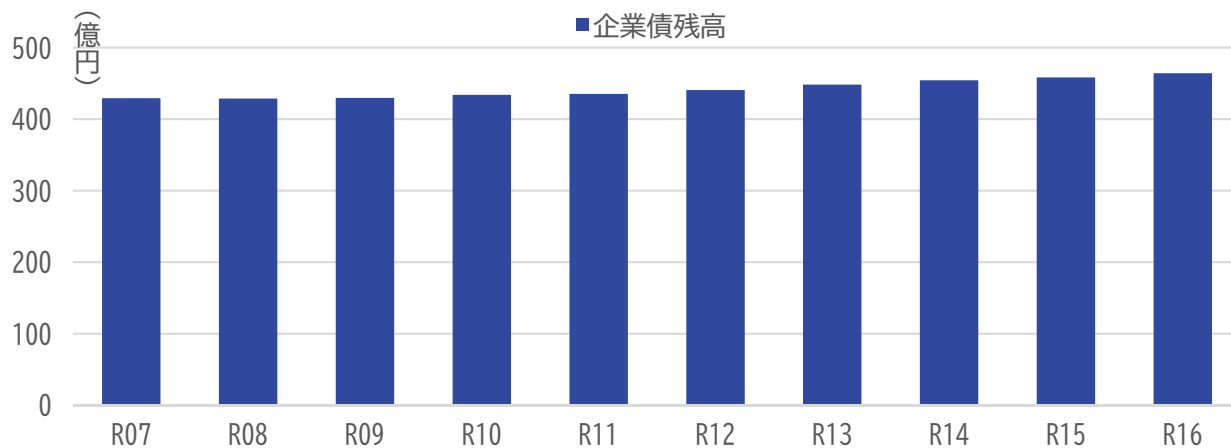


図 5-5 企業債残高の推移

5-3 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(1) 維持管理費

維持管理費は、経営戦略期間中である令和7年度から令和16年度にかけて、約45億円から約49億円で推移します。

維持管理費の大部分が、千葉県が運営する流域下水道への維持管理負担金です。維持管理負担金は、江戸川左岸流域下水道と手賀沼流域下水道で、それぞれ約29億円、約2.8億円であり、維持管理費の約7割程度を占めています。

流域下水道維持管理負担金は、各流域下水道へ流下予定の下水処理水量の予測値に、次に示す流域下水道が指定する単価を乗じることで算定しています。単価は令和7年度、令和9年度に改定予定のため、この単価を用いて流域下水道維持管理負担金を推計しています。

表 5-2 流域下水道維持管理負担金の設定単価

項目	令和7年度改定		令和9年度改定	
	単価（税込）	単価（税抜）	単価（税込）	単価（税抜）
江戸川左岸流域下水道	70.3 円/m ³	63.9 円/m ³	71.4 円/m ³	64.9 円/m ³
手賀沼流域下水道	68.8 円/m ³	62.5 円/m ³	69.7 円/m ³	63.4 円/m ³

管渠費、ポンプ場費、処理場費、水質規制費、普及指導費、業務費、総係費の各費目には、人件費を含んでいます。維持管理費については、将来的な物価上昇等により上昇傾向となります。

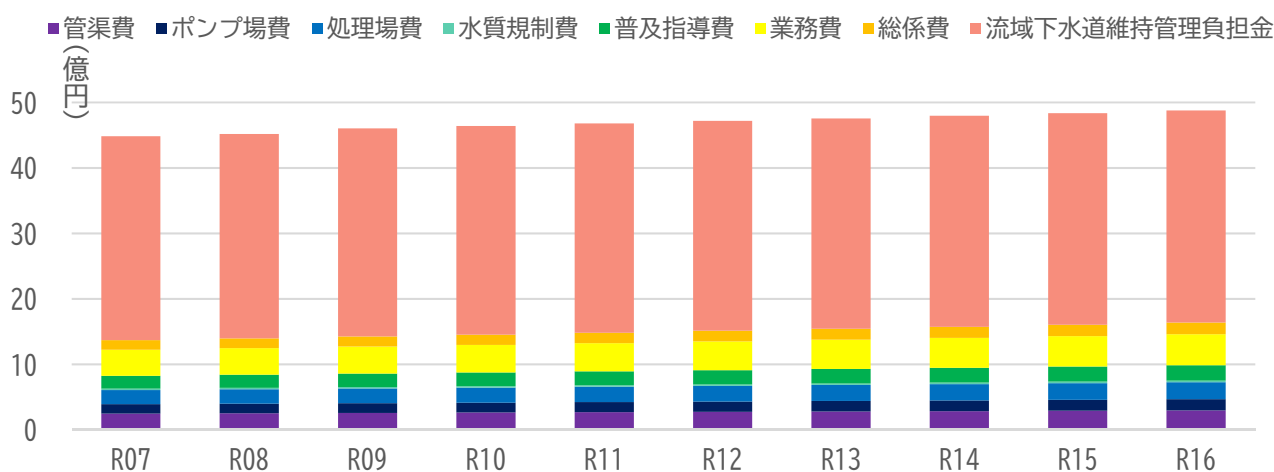


図 5-6 維持管理費の将来推移

(2) 減価償却費

減価償却費は、過年度取得資産の推計値と将来投資で取得する資産における推計値の合算額です。将来投資での取得資産の計算条件は以下のとおりです。

減価償却費算定に用いる耐用年数は、資産の種別が多岐にわたることから、下水道事業における公営企業会計導入の手引に記載のある「総合償却」の耐用年数を採用しています。

表 5-3 減価償却計算条件

項 目	設定内容
償却方法	定額法
残存価額	有形固定資産：取得価額の 10%、無形固定資産：取得価額の 0%
償却限度額	有形固定資産：取得価額の 5%、無形固定資産：取得価額の 0%
耐用年数	表 5-4 のとおり

表 5-4 減価償却計算に用いた総合償却の耐用年数

種 類	構造又は用途	細 目	耐用年数（年）	
			通常	総合償却
建物	SRC 又は RC	事務所用	50	50
構築物	下水道用	下水道管さよ、人孔及びます	50	50
		処理設備	50	
機械及び装置	下水道用	ポンプ設備	20	20
		滅菌設備	10	
		計量器	15	
		荷役設備	17	
		処理機械設備	20	

出典：下水道事業における公営企業会計導入の手引き 2015 年版 公益社団法人 日本下水道協会

各種投資の実施により、新規取得資産がありますが、減価償却費は減少傾向を示します。令和7年度で約58億円ですが、経営戦略の最終年度である令和16年度では約52億円となります。長期前受金戻入も同様の傾向です。

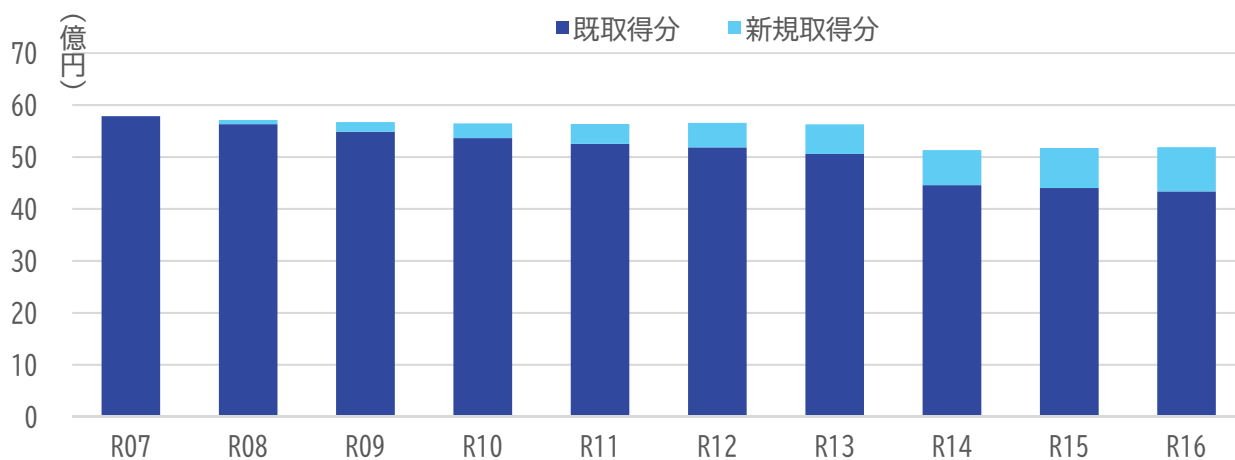


図 5-7 減価償却費の将来推移

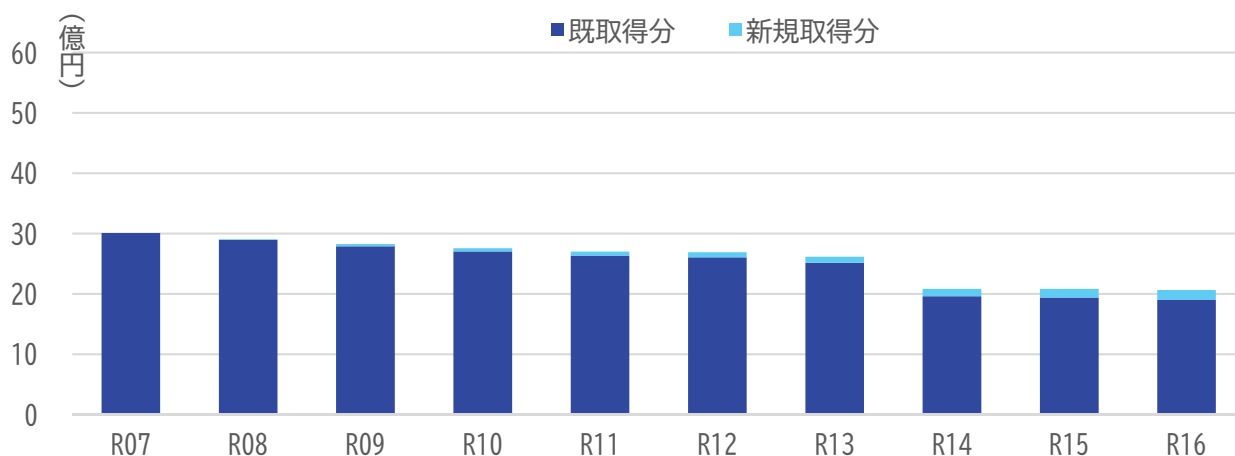


図 5-8 長期前受金戻入の将来推移

5-4 収支計画について

(1) 収支計画における条件設定

収支計画におけるシミュレーションの条件を次のとおり設定しました。

表 5-5 シミュレーションの条件設定

使用料改定の有無	一般会計負担金等の総額
改定無し	10 年間で 28.5 億円→25 億円 ▲3.5 億円

(2) シミュレーション結果

① 使用料収入

令和 16 年度までの 10 年間は、ほぼ横ばいで推移します。

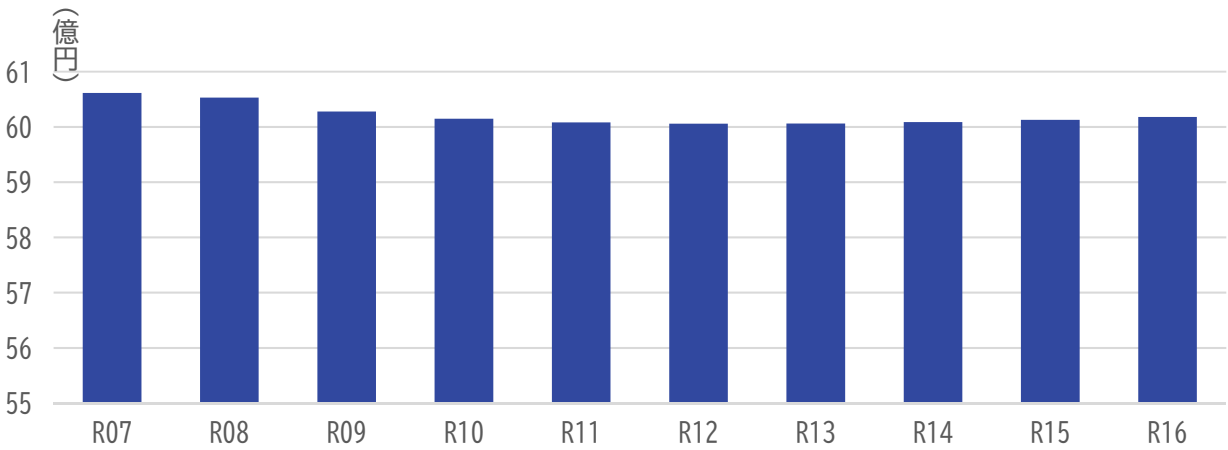


図 5-9 使用料収入の推移

② 一般会計負担金等

一般会計負担金等は、令和7年度で約28.5億円ですが、費用の適正化、投資の平準化等により令和16年度までの10年間で3.5億円減少させます。なお、一般会計負担金等の額については、地方公営企業繰出基準に基づくことを基本としつつ、毎年度の市の予算編成において調整が図られます。

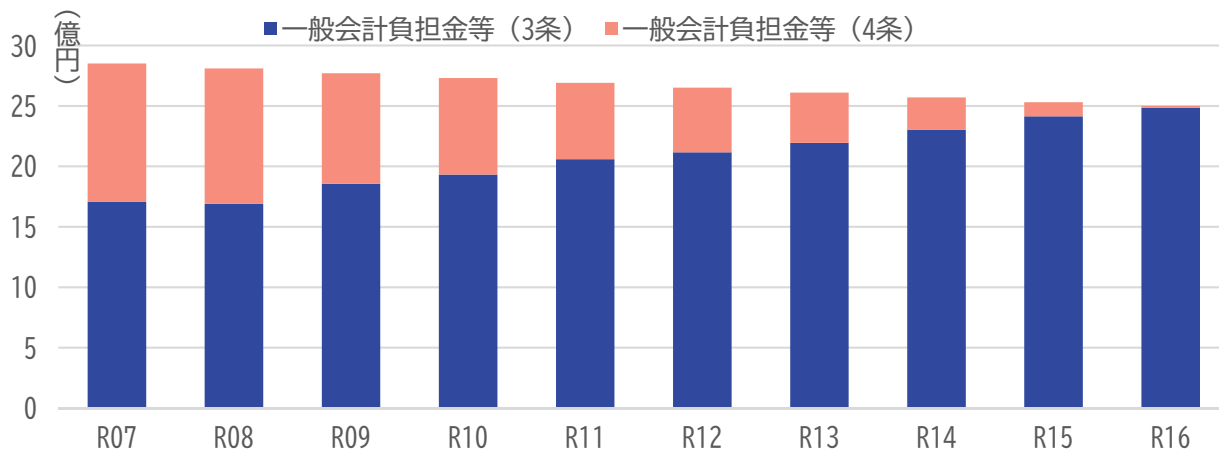


図 5-10 一般会計負担金等の推移

③ 当期純利益

令和16年度までは収支均衡が保たれます。

④ 資金残高

令和7年度以降資金残高が増加し、令和16年度で約53億円となる見込みです。将来の事業運営に備え、本市下水道事業の事業規模に見合った資金確保に努めます。

今後の投資における企業債残高の増加や、近年の下水道事業財源において、特に国の支援制度の変更による污水管路改築事業の国庫補助金が縮減され厳しい状況に置かれています。また、老朽化に起因する道路陥没の発生や機器の故障等に起因する流下不全等、様々なリスクを抱えています。

これらの不測の事態に直面しても事業を継続していけるよう、適切に資金を活用しながら、効率的な運営を実施していきます。

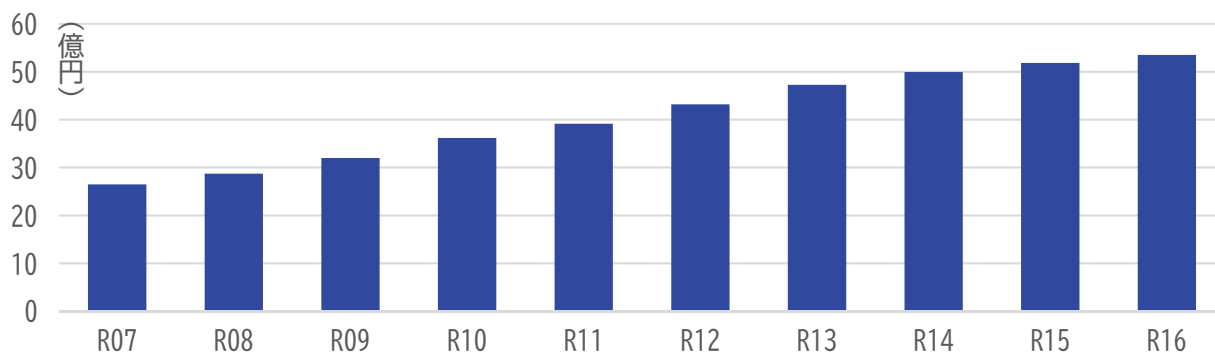


図 5-11 資金残高の推移

5-5 経費回収率向上に向けたロードマップ

本経営戦略期間中は、投資額の抑制、費用の適正化により、経費回収率は 100%を維持することが可能な試算となっています。

使用料収入は、未普及対策による水洗化人口の増加が見込まれることから、本経営戦略期間中は横ばいとなります。

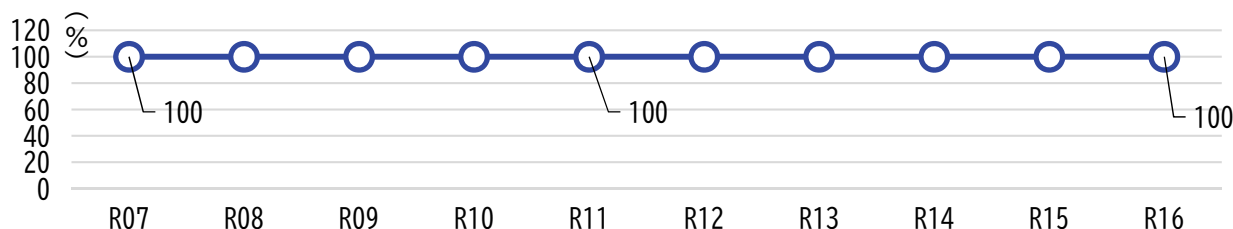


図 5-12 経営戦略期間中の経費回収率の推移

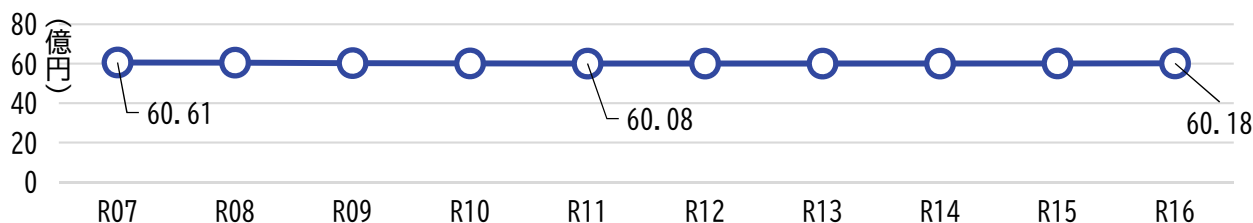


図 5-13 経営戦略期間中の使用料収入の推移

5-6 支出削減の推進

(1) 広域化・共同化・最適化に関する事項

千葉県が主導している千葉県污水处理広域化・共同化計画において、『江戸川左岸流域下水道への編入』が位置付けされており、将来的に金ケ作終末処理場を廃止し、令和 32 年度までの流域下水道への編入に向けて検討していきます。流域下水道への編入により将来的に污水处理原価の低減が見込めます。

令和3年1月より、千葉県企業局との間で、上水道料金と下水道使用料の徴収一元化を実施しており、引き続き継続して実施していくことで、污水处理原価の低減に努めます。

(2) 投資の平準化に関する事項

ストックマネジメント計画により、将来の改築・更新事業費が平準化されています。この計画に準じて投資を行い、投資の平準化を図ります。また、金ケ作終末処理場は、将来的な流域下水道への編入を踏まえて、現在施設・設備の長寿命化に重きを置いた修繕・改築計画を立案中であり、将来の下水道事業の構造も見据えた改築・更新事業費を検討し、投資額の最適化を図ります。

(3) 民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）

ウォーターPPP の導入に向けて、導入可能性調査等を通じて、本市の下水道事業に適した PPP/PFI 手法、スキーム等を検討し、民間活力の活用に向けた取り組みを推進していきます。本市では、管路施設の維持管理を令和4年度から、処理場・ポンプ場等の維持管理を令和6年度から包括的民間委託により官民連携事業を実施しており、今後も引き続き経営の健全化・効率化に努めます。令和9年度以降の污水管きよの改築財源の確保、維持管理業務におけるスケールメリットの最大限の活用を目指し、ウォーターPPP の導入を検討します。

5-7 収入確保の推進

(1) 使用料の見直しに関する事項

経営戦略の検証・見直しのタイミングに合わせて、少なくとも5年に1度の頻度で下水道使用料改定の必要性について検討を行い、適正な下水道使用料水準を維持します。

(2) 資産活用による収入増加の取り組みについて

今後廃止するポンプ場跡地については、利用方法や売却を検討し、資産の適正化を図ります。

(3) その他の取組

令和2年度から実施している上水道（千葉県企業局）への下水道使用料徴収業務委託を継続し、収納率の向上による収入の増加を図ります。

令和4年度以降強化している未納者に対する債権管理を継続し、分納誓約締結等による未収金の回収により収入の増加を図ります。

広報活動の充実を図り、令和2年度から実施している棚卸資産の更なる販売促進を図ります。

本経営戦略期間中の支出の最適化等を行い、令和16年度までに一般会計からの負担金等を約3.5億円削減し、一般会計の負担軽減を図っていきます。

5-8 投資以外の経費についての考え方・検討状況

(1) 民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）

現在、維持管理の包括的民間委託を実施しており、今後はウォーターPPP 導入に向けた検討を推進します。検討にあたり、現状直営で実施している業務で、ウォーターPPP に含めることで経営的に有利となるものの確認、積極的な事業への包含により経費削減、業務効率化に努めていきます。

(2) 職員給与費に関する事項

業務量に応じた人員の適正化を検討します。

今後の施設の老朽化対策が本格化し、浸水対策、地震対策への対応が求められる等、業務量が増加していくことが予想されます。人員の適正化、効率的な執行体制の強化を図っていく必要があります。

(3) 修繕費に関する事項

ストックマネジメント計画等に準じ、適切な修繕を実施していきます。前述のとおり金ヶ作終末処理場は、将来的な流域下水道への編入を予定しているため、現在施設・設備の状況に応じた適正な対策を実施し、延命化、トータルコストの削減を図ります。

(4) 委託費に関する事項

職員個々の業務量等に応じて、民間委託を活用した業務量の平準化等を検討します。また、ウォーターPPP に含めることでスケールメリットが見いだせる業務については、積極的に民間活力を活用していきます。

6-1 推進体制と進捗管理

経営戦略は、令和7年度から令和16年度までの10年間とし、少なくとも5年に1度の頻度で効果検証、場合によっては見直しを行い進捗の管理を行います。

経営戦略の実施にあたっては、各施策をPDCAサイクルに基づき、実施目標の達成状況を管理することで、施策を評価し継続的な改善に取り組み、効率的かつ効果的に推進します。

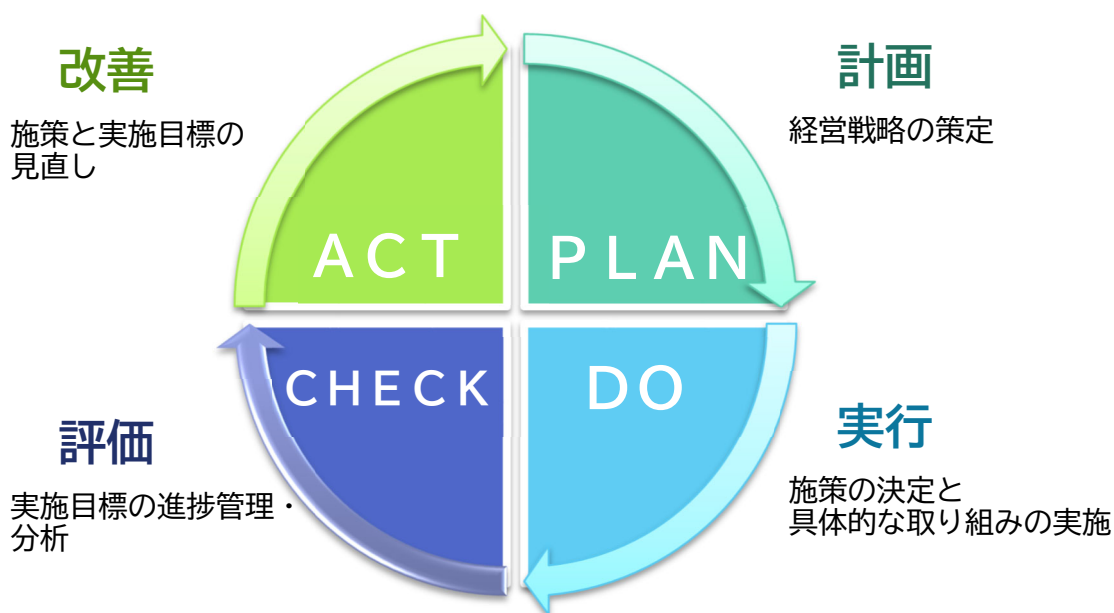


図 6-1 PDCAサイクルに基づく管理

6-2 施策の取り組みによる効果の検証

経営戦略で定めた施策の取り組みによる効果は、各取り組み方針で定めた目標値との整合確認を通じて確認します。確認の結果、目標値と実績値に著しくかい離があった場合は、原因を特定し、必要な対策を検討あるいは必要に応じて目標値を見直す等の対応を図ります。

また、本経営戦略の公表については、策定時のみでなく、検証や見直し時にも公表を行い、計画を常にご理解いただけるよう努めてまいります。

第7章 原価計算書・収益的収支・資本的収支

本経営戦略期間中における原価計算書、収益的収支、資本的収支の見通しは次のとおりです。

原価計算表 収 入 の 部				
項 目	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
	千円	千円	千円	千円
使 用 料 (X)	6,255,526	6,021,491		6,021,491
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	555,641	948,035		948,035
合 計	6,811,167	6,969,526	0	6,969,526

支 出 の 部				
項 目	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
	千円	千円	千円	千円
管渠費	人件費 給 料	23,863	32,483	32,483
	諸 手 当	13,355	18,544	18,544
	福 利 費	7,644	11,108	11,108
	修 繕 費	21,149	57,913	57,913
	材 料 費	0	0	0
	路 面 復 旧 費	0	0	0
	委 託 料	138,435	130,923	130,923
	そ の 他	16,090	20,797	20,797
小 計	220,536	271,768	0	271,768
ポンプ場費	人件費 給 料	5,956	6,309	6,309
	諸 手 当	3,374	3,348	3,348
	福 利 費	1,878	1,971	1,971
	動 力 費	22,831	24,199	24,199
	修 繕 費	16,797	35,463	35,463
	材 料 費	0	0	0
	薬 品 費	0	0	0
	委 託 料	89,258	81,240	81,240
小 計	142,712	155,907	0	155,907
処理場費	人件費 給 料	7,788	10,008	10,008
	諸 手 当	3,458	5,695	5,695
	福 利 費	2,399	3,322	3,322
	動 力 費	27,313	29,769	29,769
	修 繕 費	20,487	35,725	35,725
	材 料 費	0	0	0
	薬 品 費	2,646	3,410	3,410
	委 託 料	141,326	142,625	142,625
小 計	208,274	237,224	0	237,224
一般管理費	人件費 給 料	61,689	67,867	67,867
	諸 手 当	36,014	37,570	37,570
	福 利 費	20,074	22,173	22,173
	流域下水道管理運営費負担金	2,839,220	3,190,831	3,190,831
	委 託 料	378,755	415,849	415,849
	そ の 他	364,459	334,377	334,377
小 計	3,700,211	4,068,667	0	4,068,667
資本費	支 払 利 息	626,866	536,764	536,764
	減 価 償 却 費	2,705,814	2,950,173	1,538,012
	企 業 債 取 扱 諸 費	1,863	0	0
小 計	3,334,543	3,486,937	2,074,776	1,412,161
合 計 (Y)	7,606,276	8,220,503	2,074,776	6,145,727

資 産 維 持 費 (Z)	0
使用料対象経費 (Y) + (Z)	6,145,727

<使用料水準についての説明>

使用料で公費負担分を除く汚水処理原価を賄えている。

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.98$$

- 1 投資・財政計画計上額 (A) 欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）を、適正かつ効率的、効果的な中長期的改築（更新）計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費 (Z) 欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方（2016年度版）」（公益社団法人日本下水道協会）を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

收益的収支

(単位：千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (予算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入 計	11,344,062	11,321,339	10,899,993	10,771,489	10,830,166	10,824,796	10,891,286	10,934,558	10,940,034	10,516,387	10,631,846	10,688,580
	1. 営 業 収 益	6,811,167	6,658,121	6,923,466	6,958,612	6,991,168	7,017,605	7,048,433	7,067,970	7,061,584	6,849,494	6,875,404	6,901,523
	(1) 下 水 道 使 用 料	6,255,526	6,162,803	6,061,372	6,052,790	6,027,587	6,014,536	6,007,968	6,005,583	6,006,066	6,008,560	6,012,610	6,017,833
	(2) 雨 水 処 理 負 担 金	555,124	493,805	860,581	904,309	962,068	1,001,556	1,038,952	1,060,874	1,054,005	839,421	861,281	882,177
	(3) そ の 他 営 業 収 益	517	1,513	1,513	1,513	1,513	1,513	1,513	1,513	1,513	1,513	1,513	1,513
	2. 営 業 外 収 益	4,460,008	4,663,216	3,976,527	3,812,877	3,838,998	3,807,191	3,842,853	3,866,588	3,878,450	3,666,893	3,756,442	3,787,057
	(1) 他 会 計 負 担 金	1,244,924	1,522,718	845,029	785,077	892,838	929,801	1,019,226	1,055,267	1,139,273	1,462,184	1,552,398	1,601,447
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	3,088,131	3,067,624	3,008,771	2,905,073	2,823,433	2,754,663	2,700,900	2,688,594	2,616,450	2,081,982	2,081,317	2,062,883
	(3) 雑 収 益	126,953	72,874	122,727	122,727	122,727	122,727	122,727	122,727	122,727	122,727	122,727	122,727
	3. 特 別 利 益	72,887	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 支 的 収 入	収 益 的 支 出 計	10,878,300	11,321,339	10,899,993	10,771,489	10,830,166	10,824,796	10,891,286	10,934,558	10,940,034	10,516,387	10,631,846	10,688,580
	1. 営 業 費 用	9,913,634	10,429,084	10,269,264	10,230,801	10,276,410	10,286,456	10,311,735	10,373,258	10,385,285	9,928,661	10,006,489	10,064,451
	(1) 維 持 管 理 費 他	4,119,689	4,590,705	4,483,017	4,518,926	4,604,028	4,641,176	4,678,894	4,717,194	4,756,087	4,795,583	4,835,699	4,876,414
	う ち 人 件 費	208,933	252,310	245,244	250,149	255,152	260,255	265,460	270,769	276,184	281,708	287,342	293,089
	(2) 減 価 償 却 費	5,793,945	5,838,379	5,786,247	5,711,875	5,672,382	5,645,280	5,632,841	5,656,064	5,629,198	5,133,078	5,170,790	5,188,037
	2. 営 業 外 費 用	781,011	743,616	630,729	540,688	553,756	538,340	579,551	561,300	554,749	587,726	625,357	624,129
	(1) 支 払 利 息	626,866	637,429	548,926	529,294	522,296	521,570	526,138	526,621	533,398	544,682	553,613	560,607
	(2) 雑 支 出	154,145	106,187	81,803	11,394	31,460	16,770	53,413	34,679	20,851	43,044	71,744	63,522
	3. 特 別 損 失	183,655	148,639	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失)	465,762	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位：千円)

繰越利益剰余金又は累積欠損金	2,529,879	2,442,077	2,647,102	2,870,237	3,199,050	3,615,711	3,912,848	4,316,758	4,723,342	4,992,910	5,182,408	5,349,422
----------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

資本の収支

(単位：千円)

区分		年度	前々年度 (決算)	前年度 (予算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資本的収支	資本的収入	計	5,261,955	4,173,742	4,194,141	5,368,986	4,650,727	4,663,972	4,205,168	4,300,291	4,644,701	4,145,909	3,579,970	3,579,148
	1. 企業	債	2,624,000	2,555,900	2,366,826	2,947,642	2,787,699	3,010,234	2,665,322	2,854,047	3,077,069	2,795,143	2,564,512	2,729,367
	2. 他会計	出資金	1,048,504	832,123	1,144,390	1,120,614	915,094	798,643	631,821	533,859	416,722	268,395	116,321	16,377
	3. 他会計	負担金	1,448	1,354	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 国庫補助	金	1,428,412	660,350	682,925	1,300,730	947,934	855,095	908,025	912,385	1,150,910	1,082,366	899,137	833,404
	5. その他	他	159,581	124,015	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的支出	計	8,341,585	7,243,701	7,016,830	8,267,121	7,470,283	7,456,273	7,125,121	7,170,896	7,574,189	7,233,572	6,763,318	6,833,406
	1. 建設改良	費	4,694,904	3,844,656	3,937,669	5,272,065	4,763,962	4,889,779	4,588,193	4,844,289	5,272,943	5,026,655	4,604,573	4,690,799
	うち人件費		173,156	181,699	177,225	180,769	184,385	188,072	191,834	195,671	199,584	203,576	207,647	211,800
	2. 企業償還金		3,646,521	3,399,045	3,079,161	2,995,056	2,706,321	2,566,494	2,536,928	2,326,607	2,301,246	2,206,917	2,158,745	2,142,607
	3. その他	他	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入額が資本的支出額に不足する額(△)			3,079,630	3,069,959	2,822,689	2,898,135	2,819,556	2,792,301	2,919,953	2,870,605	2,929,488	3,087,663	3,183,348	3,254,258

(単位：千円)

企業	業	債	残	高	44,306,929	43,623,785	42,911,451	42,864,038	42,945,416	43,389,155	43,517,548	44,044,989	44,820,812	45,409,044	45,814,810	46,401,570
----	---	---	---	---	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

第8章 用語集

あ行

一般会計負担金等【いっぱんかいけいふたんきんとう】

地方公営企業法第17条の2の「経費負担の原則」の規定に基づき、下水道使用料を充てることが適当でない経費等について、一般会計から下水道事業会計に繰り入れるもの。毎年、総務省より示される繰出基準によるもの（＝基準内）と、それ以外の政策的経費によるもの（＝基準外）とに分類される。

ウォーターPPP【うおーたーぴーぴーぴー】

水道、工業用水道、下水道などの水分野の施設、設備を対象とした官民連携方式で、コンセッション（公共施設等運営事業）方式と、「管理・更新一体マネジメント方式」を併せた総称のこと。

液状化【えきじょうか】

水を含んだ砂質地盤が、地震の際に液体のように噴き出す現象のこと。

污水適正処理構想【おすいてきせいしよりこうそう】

様々な污水处理施設（下水道、浄化槽等）の中から、経済性、地域特性等に基づきどのように整備するかを定めたもの。千葉県では、市町村の検討結果を基に、全県域污水適正処理構想として令和5年度に見直しを行っている。

か行

改築・更新【かいちく・こうしん】

老朽化した施設や設備の機能を回復させるため、再建設あるいは取り替えを行うこと。

企業債【きぎょうさい】

公営企業が、施設の新規整備、改築等の建設改良費に充てるため、国等から長期で借り入れする借金のこと。

企業債償還金【きぎょうさいしょうかんきん】

企業債（建設するときに借りたお金）に対する元金の返済金のこと。

企業債利息【きぎょうさいりそく】

企業債（建設するときに借りたお金）に対する利子の支払額のこと。

供用開始【きょうようかいし】

下水道が整備され、公共ますへ排水設備を接続することにより下水道が利用可能となること。

緊急輸送道路【きんきゅうゆそうどうろ】

大規模災害が起きた場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に定められた重要な道路。

下水道使用料【げすいどうしょうりょう】

下水道の維持管理経費等の経費に充てるため、条例に基づき使用者から徴収する使用料。

下水道処理人口【げすいどうしゅりじんこう】

下水道が利用できる区域内の人口のこと。

下水道処理人口普及率【げすいどうしゅりじんこうふきゅうりつ】

下水道の整備状況を示す指標として用いられ、対象とする区域内の人口に対して下水道を利用できる区域内の人口の比率のこと。

減価償却費【げんかしょうきやくひ】

1年以上の長期間にわたって使用する資産（管路施設、ポンプ設備等）を工事等で取得する場合、取得に要した工事費等を、その年度の費用として計上するのではなく、取得した資産の内容に応じた耐用年数に基づき後年に分配し、将来にわたり費用として計上することを減価償却といい、分配される費用を減価償却費という。

健全度【けんぜんど】

評価する対象物が有する機能や状態の健全さを示す指標で、修繕や改築更新などの対策手法の判断を行うための基準となる。

建設改良費【けんせつかいりょうひ】

固定資産の新規取得又は増改築等に要する経費のこと。

広域化・共同化【こういきか・きょうどうか】

複数の市町村等が処理区域の統合や下水汚泥の処理、及び維持管理業務の共同化を図り、事業運営を効率化すること。

公共下水道【こうきょうげすいどう】

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗きよである構造のもの。

または、主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域に雨水を放流するものまたは流域下水道に接続するもの。

公共用水域【こうきょうようすいいき】

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域と、これに接続する管路、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のこと。

合流式【ごうりゅうしき】

汚水（生活排水、事業排水）と雨水を同一の管路で排除する方式のこと。

さ行

市街化【しがいか】

住宅、商業施設及び生活に必要な施設などを計画的に集約させ、地域の活性化を進めること。

時間計画保全【じかんけいかくほぜん】

予防保全の一種で、施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数等）により、改築・更新等の対策を行う管理方法のこと。

指定管理者制度【していかんりしゃせいど】

強制徴収等の公権力の行使を除く運転、維持管理、補修、清掃等の事実行為を含む公共施設の管理を民間事業者に代行させる方式のこと。

資本的収支【しほんてきしゅうし】

公営企業会計の予算区分で、収益的収支と資本的収支の2つに区分される。資本的収支とは、公営企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良費や、建設改良に係る企業債償還金等の投資的な支出及びその財源となる収入のこと。

収益的収支【しゅうえきてきしゅうし】

公営企業会計の予算区分で、収益的収支と資本的収支の2つに区分される。収益的収支とは、企業の一事業年度における事業活動により発生する収益とそれに対応する費用のこと。

収納率【しゅうのうりつ】

調定額（予定される収入金額）に対して、実際に収納した額の割合のこと。

終末処理場【しゅうまつしよりじょう】

下水を最終的に処理して公共用水域に放流するために設けられる施設のこと。

状態監視保全【じょうたいかんしほぜん】

予防保全の一種で、点検、調査、診断等を通じて施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて改築・更新等の対策を行う管理方法のこと。

除害施設【じょがいしせつ】

工場や事業場排水のうち、下水道施設の機能を低下または損傷及び処理場からの放流水の水質を悪化させるおそれのあるものを処理する施設をいう。

処理区域【しよりくいき】

下水道法では、公共下水道により下水（汚水、雨水）を排除すべき区域を「排水区域」、そのうち排除された下水を終末処理場で処理することが可能な区域を「処理区域」と定義している。

処理区域内人口【しよりくいきないじんこう】

処理区域は、汚水を終末処理場で処理することが可能な区域であり、処理区域内人口は供用開始区域内の人口のこと。

水洗化人口【すいせんかじんこう】

実際に公共下水道に接続し、下水道を利用している人口のこと。

水洗化率【すいせんかりつ】

下水道が利用できる区域内の人口のうち、下水道を利用している人の割合のこと。

ストックマネジメント【すとっくまねじめんと】

既存の構造物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

損益勘定留保資金【そんえきかんじょうりゅうほしきん】

当年度収益的支出における現金の支出を必要としない費用、具体的には減価償却費、固定資産除却費（現金支出を伴う固定資産除却費を除いたもの）等の計上により企業内部に留保される資金のこと。

た行

耐水化【たいすいか】

河川の氾濫や内水氾濫により処理場やポンプ場の各種施設、設備が水没して機能不全に陥ることのないよう、発生する浸水状況を想定し、止水板の設置や施設の設置高さの見直しなどの対策を行うこと。

単独公共下水道【たんどくこうきょうげすいどう】

公共下水道のうち、地方公共団体単独で終末処理場を有するもの。

長期前受金戻入【ちょうきまえうけきんれいにゅう】

建設改良費の財源とした国庫補助金、受益者負担金、工事負担金等を減価償却費に応じ収益化したもの。

長寿命化【ちょうじゅみょうか】

適切な保全対策を講じて施設の劣化を抑制し、施設の寿命（問題なく使用できる年数）を延ばすことにより、施設の建設費と維持管理費を含む一定の期間の費用を減らしていくこと。

DX【でいーえっくす】

デジタル・トランスフォーメーション（Digital Transformation）の略称で、IT（情報技術）が社会のあらゆる領域に浸透することによってもたらされる変革のこと。下水道事業においては、管路施設情報のオンライン閲覧やICTを活用した下水道施設の劣化状況把握・診断技術、下水道

施設広域管理システムの開発などが該当し、安全性や効率性など様々な観点から有利となることが期待される。

特定施設【とくていしせつ】

下水道法に定める施設で、人の健康に係る被害や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある汚水または廃液を排出する施設のこと。

な行

内水【ないすい】

河川の水を外水と呼ぶのに対して、河川の堤防に守られた土地にたまる水のこと。

内水ハザードマップ【ないすいはざーどまっぷ】

内水による浸水に関する情報及び避難に関する情報を住民にわかりやすく提供することにより、内水による被害を最小化することを目的として作成されたもの。

内水氾濫【ないすいはんらん】

道路側溝、排水管等の排水施設的能力を超えた雨が降った時や、雨水の排水先の河川の水位が高くなった時等に、雨水が排水できなくなり浸水すること。

は行

標準活性汚泥法【ひょうじゅんかつせいおでいほう】

終末処理場に流入した汚水に活性汚泥という微生物を含んだ泥を加えて空気を送り、微生物に汚水中の汚物を食べさせることにより汚水をきれいにする方法のこと。

標準耐用年数【ひょうじゅんたいようねんすう】

一般的な環境下で適切に維持管理が行われている場合の耐用年数のこと。管路及び終末処理場の土木・建築構造物は 50 年、機械・電気設備は 10～30 年とされている。

P F I【ピーえふあい】

Private Finance Initiative の略称。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金と経営能力、技術力（ノウハウ）を活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ろうとする公共事業の手法のこと。

P D C A サイクル【ピーでーしーえーさいくる】

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法のこと。

P P P【ピーピーピー】

Public Private Partnership の略称。官と民がパートナーを組んで事業を行う新しい官民連携の形態のこと。公共サービスに市場メカニズムを導入することを旨に、サービスの属性に応じて民間委託、PFI、独立行政法人化、民営化等の方策を通じて、公共サービスの効率化を図ること。

分流化【ぶんりゅうか】

合流式の下水道を、汚水と雨水それぞれ別々の管路で排除する方式に改良すること。

包括的民間委託【ほうかつてきみんかんいたく】

一定の要求水準を満たした上で、受託した民間事業者が、創意工夫やノウハウを活用して、効率的・効果的に運営できるよう複数の業務や施設を包括的に委託する発注方式のこと。

補てん財源【ほてんざいげん】

資本的収支予算において収入額が支出額に対して不足することとなった場合の補てんに用いられる財源のこと。主に損益勘定留保資金等が用いられる。

ポンプ場【ぽんぷじょう】

下水道の管きよは水が自然に流れるように下流に向けて勾配を付けているが、地中の深工が深くなった場合や放流先へ自然に流れなくなった場合にポンプで揚水するために設ける揚水施設。

ま行

マンホールポンプ場【まんほーるぽんぷじょう】

建設費や維持管理費を削減するため、あるいは地形的に自然に下水が流せない狭小地域の下水を排除するために設ける、マンホール内にポンプを設置した揚水施設。

や行

有収水量【ゆうしゅうすいりょう】

公共下水道で処理した汚水のうち、不明水を除いた下水道使用料収入の対象になった水量のこと。

ら行

流域関連公共下水道【りゅういきかんれんこうきょうげすいどう】

公共下水道のうち、都道府県が管理する流域下水道に接続するもの。

流域下水道【りゅういきげすいどう】

2以上の市町村の区域における下水を排除し、かつ終末処理場を有する施設のことで、主に都道府県が管理する広域的な下水道のこと。

流域下水道維持管理負担金【りゅういきげすいどういじかんりふたんきん】

流域下水道を管理する都道府県が、水処理、修繕、維持その他の管理に要する費用を流域下水道により利益を受ける市町村に対し負担させるもの。



下水道事業経営戦略
計画期間：令和7年度～16年度

令和7年3月策定
松戸市下水道事業